

第九回 参議院地方行政委員会會議録第四号

昭和二十五年十二月一日(金曜日)午前
十時四十九分開会

本日の會議に付した事件

○地方公務員法案(内閣送付)

○地方行政の改革に関する調査の件
(地方財政緊急対策に関する件)

○委員長(岡本愛祐君) これより地方
行政委員会を開会いたします。

今日の議題は地方公務員法案予備審
査でございます。昨日提案理由の説明
を聞いたのでありますが、今日は質疑
に入ります。質疑のおありのおかたは
御質問願います。

○安井謙君 質疑に入ります前に、若
しできますなら、国家公務員法との相
違の主な点とか、政令二百一十号と今度
變つて来た点について、重要な点だけ
でも御説明願いたいと思います。

○委員長(岡本愛祐君) それでは政府
委員から国家公務員法との法案との
違いの要点、なお政令二百一十号との違
い、それについて御説明願います。

○政府委員(鈴木健一君) 国家公務員
法とこの地方公務員法案との主要な相
違点につきまして御説明を申し上げます。
お手許に配付いたしました地方公
務員法案に関する参考資料の一番最初
のところに、一應主要な相違点という
のを摘記いたしてございますので、そ
れに基づいて若干説明を申し上げます。
思います。

その第一点は、特別職の範囲の問題
でございますが、これは昨日も申し上げ

第三部 地方行政委員会會議録第四号 昭和二十五年十二月一日【参議院】

ましたように、国家公務員法の中に
は、各種の委員会の委員でありますと
か、参事、顧問、嘱託というような類
のものは特に特別職として規定をいた
してございまして、従つてすべてこ
ういうようなものも一般職になる建前
になつております。法案で申します
と、地方公務員法案のこの第三條の第
三項の二号、三号に相当するものは、
国家公務員法に對しては特別職でござ
います。で、これはやはり地方には御
承知のように法令に基きます各種の委
員会、審議会等がございまして、ほか
に、府県の條例なり、規則なりでいろ
ろ委員会を作つておられます。そうい
うものにはやはり地方のいろいろの地位
にありまして者を委員にいたしてござ
いますので、そういうようなものまで一般
職にいたしまして、原則的にいろいろの
規定を適用して参るといふのは実情
に副いません。そこでそういうような
ものをすべてこれを特別職にいたすこ
とにいたしましたのであります。それから
その次は、法の具體的運用の問題でござ
います。大体地方公務員法の建前
は、昨日も申し上げましたように、いわ
ば枠の法律でございまして、本来地方
団体が自主的にいたしましてすべきに
つきまして、いわゆる成績主義に基
き人事制度を確立いたすために、基
本となりましてものを法律の上に規定を
いたしてあり、又職員の利益の保護、
身分の保障というような見地、或いは
公務員としての全体の住民に対する奉
仕者である、こういうような性格から

の統一を要する点だけを規定をいたし
ておるのであります。ところが国家公
務員法におきましては、やはりその職
員についての規定でございまして、
相当細かいところまで規定をいたして
おります。それからなお違つてござい
ます点は、国家公務員法におきまして
は、法律で書いてないことは、政令と
か、総理府令とかいつたような命令で
一切規定いたしませんで、いきなり人
事院規則或いは人事院指令というもの
で定めております。人事院規則のほう
は、御承知のように一般的な規則でござ
います。が、人事院指令のほうは具體
的なものでございまして、そういうよ
うな形式で定めておられます。地方
公務員法は法律で定めておられ、以
外の事項は、第一次的には條例で定め
られるわけでありまして、ただ地方公務
員法案におきましては、特に規則、或
いは規定と申しますのは、地方公共団体
の長が定める規則或いは人事委員会が
定める規則、公平委員会の規則、そう
いつたようなものをそれぞれ規定の範
圍を限定をいたしてございまして、そ
ういふうに自治に任せている点が多い
という点が違つたのであります。

それから第三点は、人事機関の問題
でございますが、これも昨日申し上げま
したように、中央では人事院を一つだ
け置いておられるわけでございますが、地
方は都道府県と五大市は人事委員会
を必ず置かなければならぬ、五大
市以外の市は人事委員会を置くか
いは任意でございまして、なお置く場合
におきましても、他の市と共同して設
置してもよろしいし、或いは他の市の
人事委員会に事務を委託してもよい、
こういうような便法を考へてございま
す。それから更に人事委員会を置かな
い市、これは要するに共同設置もしな
いし、事務の委託もしない、全然人事
委員会を置かないということも市とし
ては可能でございまして、そういうよ
うな市、それから町村は、これは一切
人事委員会を置かざるが、こういうこ
とにいたしてございまして、これはやは
り公平委員会が処理いたします仕事と
して考へておられますのは、例えば給與
とか、勤務時間というような勤務條件
に関する職員側の要求がありました場
合に、これを審査いたしまして、人事
委員が自分でやるべきことは自分でや
り、或いは知事なり市町村長がやるこ
と、或いはその他の任命権者に勧告
をすること、それらの任命権者に勧告
をするというような規定をこの四十六
條に設けておられますが、その仕事は、
これはどうしても職員を保護する
という立場から、これはやらなければ
ならないので、その仕事のため
の機関がどうしても必要であるわけ
であります。これは單独の知事、市町村長
がやりますよりも、三人の合議制の
機関がやつたほうがよいという考へ方
で、公平委員会だけは必ず置くように
いたしてございまして、これはやはりい
わば一種の裁判的な働き、準司法的な作
用を営むものでございまして、やは
り合議制の機関をとることによつて

おるのであります。なおこの公平委員
会のいま一つ重要な仕事は、不利益処
分の審査、即ち懲戒処分で罷免せられ
たとか、或いは行政整理で罷免せられ
た、その意に反して不利益な処分を受
けた場合には、その職員に對してこ
れの審査を請求する権限を認めてござ
います。その権限に基いて訴え出る相手
かたがこの公平委員会になるわけでご
ざいます。そういうような機能もやは
り合議制で公正に審査をさせようとい
うことから、人事委員会を置かざる
でも、公平委員会はすべての市町村に
置く、こういうふうになつてございま
す。その点が非常に人事機関について
多様性を持たしておるという点が違つ
ておる点でございまして、公平委員会と
か、人事委員会を置くのは、機構が複
雑になりはせんかというやうなことも
ございまして、これは現在各都道府
県に職員委員会というものがござい
まして、例えば昇任とか、一級に昇任
させるとか、二級に昇任させるとい
うやうな場合におきましては、職員委員
会の選考を必要としております。又一
般の選考の場合にも、そういう職員委
員会にかけることになつてございま
す。懲戒処分の審査の場合においては
職員委員会にかけることになつてござ
いますので、そういう意味の人事機関が現在
あるものでございまして、それはいわば改
組するといふやうにお考え頂いてもよ
いと思ひます。市町村にも同様の趣旨
で、懲戒処分については懲戒人事委員
会といふものがございまして、それに

代るものがいれば公平委員会である
と、かように御解釈願つてよいと思
うのであります。

第四番目は、人事委員会の予算の特
別扱いの問題でございますが、これは
御承知のごとく、人事院につきま
しては、内閣が人事院の経費の要求書を修
正する場合においては、人事院の要求
書は内閣により修正された要求書と共
にこれを国会に提出しなければなら
ないといふことで、人事院自体の経費を
非常に重視いたしておりますが、こ
の人事委員会につきましても、市長な
り、町村長なりの予算編成権との関係
も考慮いたしまして、人事委員会自体
の経費について、そのような特別の扱
いを認めることは必ずしも適當である
まいと、かように考えまして、そ
ういふ特別な扱いをいたさないこと
にいたしております。

それからその次は、職員の採用及び
昇任のごときでございますが、これは御
承知のように、国家公務員につきま
しては、もうすべて原則的に競争試験、
こういうことにいたしております。た
だ例外的に選挙という事になつてお
ります。この地方公務員法案におき
ましては、二通りに分けてまして、人事
委員会を置いておきます地方公共団体
においては、原則として競争試験、例
外的に選挙という方法にいたしてあり
ます。選挙のほうがまあ緩和された
行きかたであるわけでありまして、人事
委員会を置かない地方公共団体、即ち
市で人事委員会を置かないところであ
ります。そういうところは競争試験で
行つてもよろしいし、選挙で行つても
よろしいといふうちに、非常に弾力性

認めておるのであります。

それから職階制の問題でございます
が、職階制は国のほうは全体的一般職
に適用されておりますが、この地方
公務員法案におきましては、人事委員
会を置く地方公共団体においてだけ
採用する。こういうふうなことに
いたします。同時に成績主義の原則から
申しますならば、これを採用して行
かなければならぬものであります。こ
が、余り窮屈な職階制といふものは、
却つて公務員を伸ばして行く上にお
いて適當でないとも考えられます。研
究をいたしました上で採用するとい
う考えから、特に都道府県とか、五
大市につきましては、公布後一年半、そ
の他の人事委員会を置いておる地方に
おいては、公布後二年経つてから施行
することにいたしまして、その間に十
分な研究を加へ、実情に即した職階制
を施行できるようにしよう、という
考え方でございまして、人事委員会を
置かない地方公共団体においては、職
階制をやることは、これは法律上規定
してあります。それからその次は政
治的行為の制限であります。これに
つきましては、この順序で申上げて参
ります。先ず第一に、政治的行為の制
限は行政の公正な執行の確保及び職
員の利益の保護を図ることを目的と
するものであることを明らかにしてお
ります。国につきましては、特にどう
いふ趣旨で政治的行為の制限をするか
といふことは明確に規定してござい
ますが、この法案においては特に政治
的行為の趣旨を明確に規定してござ

す。即ち行政の公正な執行、要するに
全体の奉仕者としての地位から申しま
して、行政の公正な執行を確保する
といふことが一面の目的であり、又他
職員利益の保護を図る、こういう見
地であることを明らかにしておるの
であります。何故に職員の利益を図
ると申しますれば、これは結局職員が
選挙に捲き込まれることの結果とい
たしまして、例えば知事の選挙、市
町村長の選挙等におきまして、その結
果事後において従来占めておりました
地位を追放せられるといふようなこと
が起ります。政変のたびごとに職員が
更迭するといふようなことは行政の
安定が維持できませんと共に、職員
も又非常に不安定なものになります
ので、そういうようなことのないよう
に保障し、そのためには、どうしても
政治的行為の制限が必要になる、こ
ういふ趣旨を謳つておるわけござい
ます。

それから次は、何人も職員に対し政
治的行為を行うよう要求することを禁
止すると共に、その違反に対して処罰
規定を設けておる。外部から職員に
対して政治的行為を行うよう要求す
ることは、やはり職員を選挙その他政
治運動に捲き込むことになり、その
で、その点を行為しないように禁止す
たしておるのであります。国家公務
員につきましては、特にそのような
規定はないわけでございます。

それから具体的制限をしてございま
す事項としては、法律中に現在国家公
務員について禁止されておる政治的
行為のうち、特に重要なものを掲げま
して、その他は條例に委ねておるの
であります。そうして罰則を付けてい
ないのであります。国家公務員法に
おきましては、具体的制限事項は、全
面的に人事院規則に委任をいたして
おります。人事院規則におきましては、
それがどういふ政治的目的に該当す
るか、又どういふ場合が政治的行為
に該当するか、こういうことを詳しく
規定をしております。政治的目的を以
て政治的行為の制限に違反すると、
その結果すべて懲戒処分を受けま
す。更に罰則を受ける、こういうふう
な建前になつておる。地方公務
員法案におきましては、その罰則の
ほうは付けません。懲戒処分だけで
行く、こういうふうな建前にいたして
おるのであります。なおどういふ種
政治的目的、政治的行為が国家公務
員法で規定されておるかという点で
ございまして、これはやはり配付申上
げた関係法令集の一番最初のところに
規定をいたしてございまして、地方
公務員法関係法令といふのがござい
ます。その一番最初に人事院規則十
四の七、政治的行為に関する件、ここ
に詳しく書いてございまして、これは
非常に詳細に規定をいたしてござい
ます。即ち政治的目的につきましては
八項目書いてあります。それから政治
的行為につきましては十七種類書いて
あります。これらの中で、最も政治性
の濃厚なものを法律自体の中に規定
をいたしまして、その他は條例に委
ねておるのであります。

それからその次は職員団体の交渉権
の問題でございますが、これは特にこ
の法案におきましては、法令、條例
或いは人事院規則とか、その他地方
団体機関の定める規定に抵触しない
限りにおいて、地方公共団体の当局と書
面による申合せをすることができ、こ
ういふようにいたしてございまして、
ところが国家公務員法におきましては、
そのようない規定がございせん。この
点には要するに職員団体が勤務条件に
関しまして、地方団体の当局と交渉を
いたしました結果、意思の合致があら
なりました場合には、それを單に口
頭の意思の合致のままにとどめて置
きますか、或いは更に進んで書面に
これをしたためて明確にいたして置き
ますか、二通りの方式があると思
うのでございまして、国家公務員法
におきましては、その点を特に明記し
ておる。書面によつて申合せをする
こと、書面によつて申合せをするとい
うこともできるのだといふことを明
言をいたしたのであります。本質的に
申しますれば、大きな差違はござい
せんが、その点を特につきりと規定
したといふところが違つてございま
す。

うな独立採算制で企業の経営をしており、また現在国家公務員法におきましても、電通の職員でございすとか、郵政関係の職員でございすとか、保健にいたしまして、その他関係の職員にいたしまして、法を当然に適用いたしておりますので、それらとの建前の権衡ということも考えなければならぬので、地方公務員法におきましては、現業につきましても、原則として国家公務員法の規定を適用するというふうなことにいたしたのであります。ただ現業職員につきましては、労働基準法の監督権の問題でございす、安全とか衛生という見地から申しますと、労働基準監督機関の職員の中にはそれらの専門家もおりますし、又従来の工場法時代からの沿革等からも考えまして、又現業職員の性格に鑑みまして、特に現業職員の監督権を認め、労働基準監督機関の監督権を認めて行くと、こういうふうな見地から申します。一般の地方公務員につきましては、やはり地方団体の自主性という見地から、地方団体の自主的な監督によつて労働基準法の適用を確保いたして行くようにいたしておりますが、現業職員に關してだけは特に労働基準監督機関の監督権を認めると、こういう建前にいたしておるのであります。

それから次の現業職員の取扱ひであります。今申上げました公営企業職員と現業職員というものは、一般のいわゆる非現業職員に比較いたしますと、確かに従事いたします仕事の性質、その責任という点において違ひがあるものでございす。そこでこれにつきましても、将来特別の取扱ひを考へる必要があるという考へ方を持つておりますが、ただ現在国家公務員法におきましても、電通の職員でございすとか、郵政関係の職員でございすとか、保健にいたしまして、その他関係の職員にいたしまして、法を当然に適用いたしておりますので、それらとの建前の権衡ということも考えなければならぬので、地方公務員法におきましては、現業につきましても、原則として国家公務員法の規定を適用するというふうなことにいたしたのであります。ただ現業職員につきましては、労働基準法の監督権の問題でございす、安全とか衛生という見地から申しますと、労働基準監督機関の職員の中にはそれらの専門家もおりますし、又従来の工場法時代からの沿革等からも考えまして、又現業職員の性格に鑑みまして、特に現業職員の監督権を認め、労働基準監督機関の監督権を認めて行くと、こういうふうな見地から申します。一般の地方公務員につきましては、やはり地方団体の自主性という見地から、地方団体の自主的な監督によつて労働基準法の適用を確保いたして行くようにいたしておりますが、現業職員に關してだけは特に労働基準監督機関の監督権を認めると、こういう建前にいたしておるのであります。

○委員長(岡本愛祐君) ちよつとお話いたしました。今文部委員会から国務大臣を十分問質してくれというので、説明の間行つてもらうことに御異議ございせんか。

○委員(岡本愛祐君) 十分問、今説明の間……

○小笠原三男君 マ書簡の説明はあつて……

○委員長(岡本愛祐君) 結構です。

○小笠原三男君 国務大臣に提案理由の説明について御質問申上げる前に、總括的にこの法案の根拠にある問題や、それから法案御提出の意図等について政府の見解を質して置きたいと思つてあります。第一に、提案理由の説明によれば、緊急にこの近代化的な公務員制度を確立するがために急いでおるといふことで御提案になつておるのであります。本国会は、政府の決定では会期が二週間であつて、召集日或いは開会式、施政方針等の日程を除くならば、僅々十日間ぐらゐのことである。この法案を上げなければならぬ事態なのであります。地方公務員制度が国家公務員法に伴うて実施されなければならぬ期限は、法律が施行されなければならぬ期限は、とうに過ぎておるはずであり、而も仄聞するところ、関係当局においてこの法案の最終結論を得られるまでには相当多くの日月を要して来ておるのであります。そういう困難な事態の中に結論を得られ法案を参議院、衆議院二つにおいて審査することを分けるならば、實質に於て僅か五日足らずを以てこれを上げて欲しいという要望に、結果の上から

見ればなる形なのであります。この法案を参議院において五日程度を以て審査し得るという考へを以て提案せられたとするならば、その提案をせられたという理由についてお伺いしたいし、又これは慎重なるものであるから、そういうことを一々堅くしないのだ、堅くしないことは考へていないのだといふことであれば、又それについての御所見を承つて置きたいと思つてあります。

○国務大臣(岡野清義君) お答え申上げます。非常に重要な法案であるから、会期の短かいこの臨時国会に出すのは堪へではないかという御説であります。重要性に鑑みまして、御説一応御尤もと存じます。併しながら御承知の通り、法の命ずるところは、この法案といふものは二十三年の十二月三十一日までには実施されなければならぬことになつておる次第であります。その間その間の……結構でございます。これが具体化する上に約まる二年過ぎておるわけでございます。でございますから、成案のでき次第早く出さなければならぬといふことも関係方面でも非常なせかれまして、こちらでもそう考へておつた次第でございます。ところが関係方面並びにこちらの準備が十分整いません。今日に至つた次第であります。前臨時国会の済みというふうな示唆もありましたので、非常に研究して今日出した次第でございます。一応その通りでございますけれども、そういう意味におきまして、実は開会翌朝初日に提案ができるような情勢になりましたから、私どもとしては、

十八日ありますから、両院並行で御審議を願へば御審議がして頂けるのではないかと意味で提案したわけでございます。

○小笠原三男君 まあこの点は又あとで関連した質問をしたいので、その程度にして置きますが、それで、次の二年間も検討を加へるに當つて、この地方公務員を使う立場の地方公共団体の長もあるであらうし、これによつて受益する地方公務員は、昨日の説明によつて百三十万もある。立法の経過措置として提案理由の中には、各方面と折衝せられたというのであります。重要という点について、或いはその他この法案を作るに當つてどうの手筈を踏まれて、そして各方面の意見を参酌されたのであるか。こうした点について詳しく御説明願ひたいと思ひます。

○国務大臣(岡野清義君) お答え申上げます。提案理由で各方面の意見も参酌したようなことも申しておりますが、これにつきましては長い間でございます。要綱とか、方針とかいふことがございまして、新聞にも発表し、一般の世論も打診をいたしましたし、それから又市長会長、知事会長、市町村会長、又議長会長とか、何とかいふ方面にも試案ができました。これを、これを自治庁の試案として批評を仰いだらうなこともしておりますし、それから又労働関係方面にもこれを出しまして、そういう批判を仰いだ、こういういきさつもございす。そういうふうなことをしておつたことが、各方面の批判を得ておつたことになつております。その詳しいことは一つ次長

から説明申上げて、賛をふさぎたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) この法案の経過につきましては、只今大臣から概略申上げました通りでございます。なお補足的に申上げますと、御承知のよう昭和二十二年の五月三日に地方自治法が施行になりました。その際、地方公務員法については昭和二十三年の四月一日までに国会に提出しなければならぬという義務を政府に課しておいたわけであります。これはやはり関係方面との折衝がうまく参りませんでしたので、それを五月三十一日まで延ばし、更に二十三年の十二月三日までに延ばしたのであります。その間昨年七月三日にマツカサ一書簡が出まして、国家公務員法が全面的に改正になりまして、そこでその事態において又構想を新たに、一時は暫定地方公務員法というものを今の政令二〇一号に代りまして、今少し体裁の整つた法を提案するといふようなことを考へておた次第でございますが、これも結局関係方面の意向の変更等によりまして、提出する時期を失ひました。爾来国会が開かれます前に当りまして、ずっと引續き関係方面に折衝いたして参つたのであります。なかなか話合ひがまとまりませんで、漸く今度の国会が開けまことにになりまして、その直前から大体話合ひが完全になつた状態になりまして、今度の国会には劈頭に提案できるようなことになつたのであります。その間の立案のそれらの案につきましては、今大臣から申上げましたように、地方自治庁に設置せられております地方自治委員会というのがございますが、

これは知事会会長、市長会長、都道府県の町村長会長、こゝういふ団体の代表者が皆参加いたしております。それにその都度、これは法律上の要求でもございまして、付議をいたして意見を徴しております。又日労働でございますとか、日労働でございますとか、そういう方面から、その都度いろいろの手段によりまして意見を伺つてお見を伺つております。更に大学その他いろいろの方面に法案を送付いたしまして、批判を仰いだりした次第でありまして、私どもとしましては盡し得る限りの手段を盡して、各方面の意見を聴取した次第でございます。

○小笠原三男君 それは一方的に自治庁が都合のよい部分についてのみ話を聞いたといふ程度のことには過ぎないのじやないかと申します。これは自治委員会等には、その法案の試案なるものがその都度諮られたといふようなことですが、受益者である労働組合関係のほうには全部極秘にして出さなかつた。そうしてこゝうでもあつたか、あつたか、あつたか、そういう程度に基いてしげれを切らして、関係者の陳情或いは意見を具申するといふのが真の姿でなかつたかと、私はそう考へるのであります。明らかにその労働組合団体でそれらの試案を公開して、そうして意見を徴したといふことはなかつたはずなんです。それは我々立案の経過を仄聞するところによると、明らかにこれは極秘々々で、そうして一部の関係者の中にこれを洩らし、そうして真にこれのために影響される地方公務員諸君には公開しなかつたといふのが事

実だと私は考へるのであります。而も又今の話では慎重にやつたといふことですが、この提案理由の説明書の中に、画期的な地方行政の再配分等に伴つて能率を挙げ、そのために近代的な公務員制度が必要だと言つておりながら、この再配分の方法について地方行政自体を考へるほうの地方行政調査委員会、このほうとどういふふうな連絡をとり、折衝をされたかといふことは今の御説明にはなかつた。で、重ねてお聞きしますが、受益者であるこの労働組合、地方公務員関係にはどういふふうな積極的なこの法案についての意見を求められたか、具体的にその経過をお述べ願ひたいといふことが一つ。次に地方行政調査委員会とお何なる折衝をしたかといふことについてお伺ひいたします。

○政府委員(鈴木俊一君) 労働組合方面の意見を具体的にどういふふうな面したかといふことでございまして、これはすでに御指摘になりましたが、こゝく、非常に実は長年月に亘つて案を用意いたしておたわけでありまして、これらの案はそれ、知事会、市長会議等に提出いたした際に、同時に労働関係団体にも私どもとしては差上げております。そうしてそれに基づいて労働組合関係の団体等におかれまして、すでに活版刷りにいたしまして、それ、全体にこれを配つておられまして、又こゝういふものを土台にして學者の批判が、地方公務員法第何條といふことについての批判がいろいろ、これはこの地方公務員法案に關する限りは、私どもは非常に可能な限度に御きましての公開性を持つて皆さんの御

意見を承るようになつて参つておりますし、又のみならず組合のかたゝが意見を希望して来られます際におきましては、これは常にお目にかかつて十分御意向を聴取して来ておたような次第でございます。それらの意向も法案の点においては取入れ得る可能な限度においてこれをいづれも取入れておるような次第でございます。又地方行政調査委員会との関係におきまして、どういふ交渉をいたしたかといふことでございまして、地方行政調査委員会と、この地方公務員法案との関係について申上げますと、地方行政調査委員会の再配分といふことでございします。これは国の行政事務を、市町村を第一的に考へまして、市町村にはこれを委譲し、市町村で賄ひ得ないものは府県に委譲して行くという形でのいわゆる地方分権をやる。そのための調査勧告をするといふことの主たる機関であります。これに関連いたしまして、補助金制度でありますとかいふようなものにつきましては、再配分に関連をいたしますから、これをやつておる。そういう地方行政調査委員会と地方公務員法案との直接的な関係はこれはございせん。政府としては、これは、法案の立案につきましては、これは自治庁におきましては地方自治委員会に必ずこれを附議いたしまして、閣において調整せられましたが、国会に提案されておるわけでありまして、地方行政調査委員会は、こゝういふ案について交渉、協議を受けるという法律上の権限は何らないのでございします。ただ私どもそれ、いろいろ人

を知つておりますので、そういう諸君の意見は聴取いたしておりますが、これは法律上の問題ではないのでございします。

○小笠原三男君 先の第一点の労働組合関係のほうは、十分連絡がとれておるといふようなことですが、これは相対的な主観的な問題ですから、これ以上申したつてしようがないことですが、そういうふうな連絡が十分とれておつたとすれば、今後公聴会その他において、そういうことについて強制的な意見がないであらうといふことを私保留いたします。それから第二の地方行政調査委員会との関係は、只今御指導を頂いたように私どももその通りだと思つておるわけでありまして、併し行政事務の再配分に伴ひ、能率を挙げ、地方自治を確立するのには、やはりこれを援う人にある。この人の扱ひの如何によつては、形式的に事務を再配分しても、地方の自治或いは能率が増進するとは考へられない。で、法律上そういうことはないにしても、單に自治委員会等を通じて、地方関係者或いは労働組合にまでも試案を配つて、その意見を聴取したと言ふが、そういう懇切丁寧な積極的な御意向があるとは、それは非公式であつても、十分折衝があつて然るべきものと私は考へる。而も又第二の点としては、例えば極く小部分であつても、人事委員会を置くとか、公平委員会を置くとか、こゝういふようなことは地方のやはり公共団体の事務になつておる。この法案で見ますといふと……全然独立してお

も国家公務員法とも違つておる。そうすればこの点においてだけでも地方行政の一部分に明らかにこういう問題が入つて来るのですから、地方行政調査委員会議の所管であろうとさえ私は小さな問題であつても思ふのです。それで只今の御説明によると、こゝには知つておる人もあるから話をした見たという程度のことであつたが、それで各方面と折衝して慎重にこの法案を立案したのであると言ふことは聞きとれないというふうに考えられますので、この点は委員長におかれて、地方行政調査委員会議の委員長に御出席を願つて、その際に私はその方面から地方公務員法案に対する意見を開陳して頂きたいと思ひますので、そういう機会を作つて頂くことをお願いいたします。次に御質問申上げたい点は、先ほど安井委員から国家公務員法との関係についてお話があつたのですが、新聞紙上等で仄聞しますと、この地方公務員法の立案経過において国家公務員法と違ふ部分が現われて来るので、近く国家公務員法の修正もして調整をとりたいというふうな政府の見解があつたやうであります。その際政府の御意図の如何について、この際政府の所見を伺つて置きたいと思ふ。

○國務大臣(岡野清彦君) 小笠原委員の御質問にお答え申し上げます。これは御承知の通り、国家公務員法と比べますと大分違つた点が多々ござります。その意味におきまして、この法案を閣議で決定いたしました際に、閣僚一同いづれこの地方公務員法案が通過いたしましたならば、国家公務員法もそれに準つて適當な考慮を拂わなければならぬと、こういうことに閣議で意見が一致しておりますから、追つてこれを御審議下さいまして、これがいいというところで御賛成下さるならば、そういう方向に進んで行きたいと存じております。

○小笠原二三男君 重ねて質問申し上げますが、そうしますと、地方公務員法が通ると、地方公務員法のほうを進歩的なものとして、将来これを中心にして、国家公務員法のほうを修正して行く、という考え方であるとお伺いしてよろしいと思ひますか。

○國務大臣(岡野清彦君) お答え申し上げます。これを中心としてというところは、私はちよつとその言葉の意味でございまして、ただ地方公務員法は国家公務員法とは大分違ひますから、その性質上違ひますから、その点において地方公務員法を中心にして、国家公務員はこれに右ならぬということやなくして、地方公務員法が進歩したと私は見ております。進歩した点において国家公務員法をそのほうに引きつけて行くやうな方向に考えて行きたい、という考えでござります。

○小笠原二三男君 それならば、この地方公務員法のこの法案上程と同時に国家公務員法の修正法案を閣議して審査するほうが非常にいいと考えるので、今閣議提出しなかつた理由についてお伺いしたい。

○國務大臣(岡野清彦君) お答え申し上げます。これは御承知の通り、法案でございまして、これを国会に提出いたしましたので、皆様が十分なる又慎重なる御審議を願ひまして、これが確定いたしますれば、即座に国家公務員法に対して修正をする方向に進んで行きたいと、こう考えておる次第でござります。

○小笠原二三男君 實は説明の中にもあるように、国家公務員法並びに地方公務員法が本質的に差違のない点が強調される限りにおいては、国家公務員法或いは地方公務員法の本質的な部分について、一方を進歩的だと認められる点があるならば、片方も進歩的な部分に修正して同時提出するか、或いは今の既定の国家公務員法のほうを修正することによつて、そうして地方公務員法のほうを上程するというのが法律上の手順じやないかというふうに考えられるので、どうも今の大臣の答弁には納得が行かない点があるので、もう一度御説明願ひます。

○國務大臣(岡野清彦君) 政府委員から詳しく御説明申し上げます。

○政府委員(鈴木俊一君) 地方公務員法を制定する前に国家公務員法からとりかかればいけないかというやうな御議論のようでございますが、すでに大臣から提出理由で御説明申し上げましたやうな事情によりまして、地方公務員法はこれは一刻も早く制定をいたさなければならぬ事情に相成つております。国家公務員法のほうは二十三年の大改正によりまして、一応の体制を整えておりますので、政府といたしましては、やはり先ず旧来の古い制度をそのまま踏襲してあります地方公務員法に、速かに新しい体制を確立いたしましたしまして、その体制を確立いたします際に、その体制を確立いたしました家公務員法の考えを附加して、更に研究の結果を附加して提案をいたしたやうな次第でございまして、この地方公務員法案にお

いて考えております点が国会で最終的に御決定になりますならば、政府といたしましては、国家公務員法につきまして調整を要するやうな点が出て来るであらう、こういうことに意見の一致を見ておる次第であります。

○小笠原二三男君 この地方公務員法のほうが進歩的な部分が多くて、国家公務員法よりも緩和されておるといふことは政府も言ひ、世上そう流布されておる。そうしますと、地方公務員法のほうが通つて、これで受益するほうの公務員は緩和される部分があるのに、同じ国家公務員法のほうは、新たに遅れた形における法律において縛られるやうな点はないか、どうも公正を失ふのじやないか。特に政府が直接使う国家公務員において、当分の間、あ我慢さして置いてよろしいというやうなことは、どうも我々人情論からいつても納得が行かない点があるので、本質的に我々議員として、この法案を審査するに、こういうやりかたは非常に迷惑なんです。と申しますのは、お互に共通の部分、相関連する部分があるのに、地方公務員法は作つて修正されるのかわからぬ。それが出来たときでなくちや我々にはわからぬというやうなことは、地方公務員法を審査するそれ自体においても非常に影響されるのです。而もこの法案の内容を見ますと、例へば第五十七條におけるこの特殊な性格を持つ公務員には特例を設ける。それが特例を設けるものはどういふ公務員だといふことも何ら明記されておらない。又特例の内容といふものは全然我々には

予測ができない。こういう点においても非常にこの公務員法の審査に我々は困惑するわけなんです。而も先ほど御説明があつたやうな公営企業に属する公務員については、別に立法措置をするといふことですが、どういふ内容の公営企業体の公務員の法案が出るかわからぬ。そういう内容もわからぬ。或いはこの特例を設ける範囲、その内容、これもわからぬ。国家公務員法もどういふふうな修正されるかわからぬというやうなときに、この母法となるやうなこの地方公務員法を、ただ單にこれぎりにおいて審査するといふことは、我々としては非常に困惑するので、どうしてそれならば特例法を設けるものの公務員の範囲、特例の内容、或いは公営企業の公務員に関する法律、こういうやうなもののについて同時に提案して頂けなかつたのか、その理由についてお伺いしたい。

○政府委員(鈴木俊一君) 国家公務員法と地方公務員法案との関係でございしますが、これは成るほど国家公務員法と地方公務員法とが常に同時に提示せられ、同時に改正せられるといふことは望ましいには違ひないと思ひます。併しながら国家公務員法が昭和二十二年に制定せられて、又二十三年に改正せられて今日に至つておるのではありませんが、地方公務員法につきましては、今の御議論で全く同時に、これが地方公務員法も同時に政府が国会に提案をいたさなければならぬかつたのであります。それが諸般の事情でそういうことも不可能であつたわけでありまして、こういうやうな立法上の若干の食違ひといふものは、これは何と申しまして止むを得ない次第

でありまして、現在の日本の置かれておる実情等から考えまして、どうも止むを得ない結果であろうと思います。私ども御議論自体には決して不賛成ではないのでありますが、今までこういうような状態で、国家公務員法につきまして、政府としては何らかの調整を要するという点については見解は一致いたしておりますから、できるだけそういうような方向へ進んで行きたいと考えておるのであります。なお教育公務員特例法ですか、或いは公営企業の職員というようなものについての関連につきましてはお尋ねでございますが、公営企業の職員につきましては、大体の考え方は、この法案の一番終りの附則の二十項に盛つておるつもりでございます。要するに組織なり、待遇、経理なり、事務なり、取扱いというもののについて、これは別に法律を作るという考え方でありまして、ただ政府といたしまして、まだこれにつきましては、各方面と連絡折衝いたさなければなりませんので、具体的なものをこうだということとは申上げられませんが、大体の方向は先ほど申上げた次第であります。教育公務員特例法につきましても、すでに政府部内におきまして意見の一致を見まして、目下関係方面の了解を求めつつある次第でございます。これも了解の得次第速かに提案したい。これはそういう意味におきましての基礎法でございます。地方公務員法をとにかく先に御審議を頂きたい、こういう趣旨でございます。

○小笠原二三男君　ちよつと立入ったことについて……。今の段階については失礼ですが、ひよつとお話になった

ので聞くのですが、その特例というのは教育公務員だけに限り、あとは特例は認めないというのが、現段階の政府の見解であるかという点をお聞きたいします。

○政府委員(鈴木俊一君) 今教育公務員を一つの例として申し上げますが、その他に例えば警察職員でございます。そのほか、消防職員につきましては、現在すでに警察法なり、消防組織法に若干の規定がございますが、これらとの調整を要する点がありますが、なお先ほど申しましたように、現業職員につきましては、今後の問題として政府は考慮をして行きたいと、さように考えております。

○小笠原二三男君　ですから、現業職員等について考える含みもあり、又当然考えなくちゃならんという問題がある場合においても、この特例法によつて保護する部面という問題は、大体地方公務員法において限界はもうきまつておるが、取締るほうはこうなるといふと、これは特例的に何が出て来るかわからぬという点を考えると、又公営企業の場合も同じですが、同時にこれを法案を出されなかつたことは非常に我々としては遺憾だ、並行審査をしてこそ、それだけの見極めを付けて、母法である地方公務員法もこの程度でいいとか悪いとかはつきりして来るのじやないか、こう考えて、その提出ができなかつたことについて、私たちとしては非常に遺憾だと思ふ。それで重ねてお聞きしますが、こういう特例的なもの、或いは公営企業等については、この法案通過の驕においては、いつ頃国会にこれをお出しになるお考えになつておられるか、この際お伺いします。

○政府委員(鈴木俊二君) 公営企業関係の法案、今の教育公務員特例法案等につきましては、政府部内の意見につきまして一致を見まして、更に関係方面との了承を得ますならば、可能の一

番早い機会におきまして提案をいたしたい。かように考えております。

○小笠原二三男君 この件について、まだあとまで尾を引いてお聞きして置かなくちやならん点が内容的にあてを思ひますから、次のこの法の根て一応打切りますが、次にこの法の根底になつてゐる、或いは根底といひますか、必須の要件であるマ書簡の問題が先ほど安井委員からお話がありましたが、私もこの点をお伺ひして置きた

い。第一点は、マ書簡の意圖しておる骨格は何々であるか、地方公務員制度についてマ書簡が望んでいる骨格は何々であるか、それから第二点としては、マ書簡に伴う政令二百一十号が出たのですが、あの当時における情勢で政令二百一十号がマ書簡の解釈上出たものを、現在の労働情勢下において、政府はこの政令二百一十号の解釈についてどういう見解を持っておられるかという点であります。二点のところを誤解があるといけませんから、重ねて申し上げますが、我々としては結論的に言うならば、当時におけるマ書簡の精神から、政令二百一十号というものの出たのは、解釈上に乗乗したものであつて、マ書簡の根本精神を全体的に把握したものでないという意見を持つておるのであります。現在の情勢下において、この政令とマ書簡との関連を政府はどういうふうにお考えになつておられるか、こういう点が二点なのであります。

第三点としては、政令二百一十号と地方

公務員法との関連であります。政令二百一号の如何なる点をこの地方公務員法に組み入れておるか、具体的にそのの條項等について御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(鈴木俊一君) マ書簡並びに政令二百一号との關係についてのお尋ねについてお答え申し上げます。第一点がマ書簡の狙いは何であるか、こういうことでございますが、これはお手許に御配付申上げた資料にあるわけでありまして、私どももいたしましては、要するに勤労を公務に捧げます者とは、私的企業に従事する者ととの間に顯著な区別が存在する。こういう点をマ書簡の基本的立問題として考えてお

ります。これは要するに單なる債權債務の關係におきまする私企業の従事者と、使用者が全國民である、或いは使用者が地方団体の全住民である。そういう地方団体において勤務いたします者ととの間には、やはりこれは本質的に性格上の違いがある。こういう見解に立つておるのであります。そういう見地から結局私企業に従事いたしまする勤労者に適用せられる労働法の体系と区分いたしまして、公務員法の体系を打ち立てておるわけでありまして、そういう基本的な意味におきましては、国家公務員と地方公務員の間には何ら本質的な差違はないのであります。従つて国家公務員に取入れておりまする近代公務員制度の基本的の体系を地方公務員の中にも取入れております。それはマ書簡がまさ示しておる点であると考えておるのであります。それから同時にマ書簡の中には、こういう勤勞を公務に捧げる者、従つて全体の奉仕者、これは憲法の十五條において

示してあります通り、全体に対する奉仕者と私企業に従事する者との間には基本的の違いがある。この選定、豁免の権利は国民に属する。こういう考え方からいまして、別個の体系

においてこれを実施するのが当然であるように考へております。同時に憲法におきまして認められております基本的人權、これと公務員の地位との調整の問題、これ又「書簡」において触れられております第二の点であります。勿論基本的權利というものは、これは尊重してやらなければならないもの、これは基本的な権利として今申上げましたような全体の住民に対する奉仕者という見地か

ら、或いは公共の福祉という見地から、そこに労働法の体系と或る点異なる点がある。又或る点において制約を受けない。こういうこともマ書簡の明らかに示しておるところでありまして、私どもといたしましては、こういうような方式を以て地方公務員法を立案いたしておるのであります。又同時にマ書簡が單に公務員だけを制限するのだという趣旨にのみ私どもは理解いたしておりません。全体としてマ書簡の考え方は適切であるといふふうに私どもは考えております。それから政令二百一号の解釈で、マ書簡に基きまして政令二百一号が公布せられました当時と今日との間において変つた点があるかということでございますが、これは何ら變つておる点はないと思います。そういう考え方に立つて政令二百一号の運用に當つております。

それから第三点の地方公務員法との関連でございます。どういふ点を政令

二百一十号から取入れたかということ、又それと違ひがどうかということでございます。これは先ほどの安井委員のお尋ねの点につきましても併せてお答え申上げたいと存じます。政令二百一十号に規定いたしておりますものは、第一條におきまして、要するに同盟罷業、意欲的行為等の脅威を裏付けとする拘束的性質を帯びたいわゆる団体交渉権は有しないということを基本的に謳つております。又それと同時に、公務員なりその他の団体は、この政令の制限内において個別的に又は団体的にその代表を通じて、苦情、意見、希望又は不満を表明し、これについて十分な話し合をなし、証拠を提出することができるといふ意味において、国又は地方公共団体の当局と交渉する自由を否認されるものではない。こういうことが謳つてございます。これが基本であると思ひます。こういふ考え方はこの法案におきまして、五十五條に交渉という規定がございまして、ここに取入れられておるのであります。これは基本的に違ひがありませんが、ただ表現の点におきまして、五十五條の第一項におきましては、もつと事柄を端的に明確に書き上げたつもりであります。即ち「登録を受けた職員団体は、條例で定める條件又は事情の下において、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に關し、当該地方公共団体の当局と交渉することができ」と書いてあります。そのうち第二項におきまして「前項の場合において、職員団体、法令、條例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程について触れない限りにおいて、当該地方公共団体の当局と書面による申合せを結ぶこと

ができる」と、この点を明確にいたしております。これは先ほども申上げましたように、要するに交渉という以上は、当局と職員団体との間において意思の合致がある。意思の合致があるとするならば、これを口頭のまゝにとめて置くか、書面に書き上げるかということでございます。書面に書き上げて、これを一書面による申合せ」として結ぶということをお明らかにいたしておるのであります。この点におきまして精神においては変わりございませんが、規定を更に明確にいたしておるのであります。それからなお政令二百一十号の第一條第二項には、従来のいふるなこれに違反するものは皆効力を失ふ反面、違反しないものは効力を保持する、こう書いてございまして、それから第三項では、労働関係調整法に基く各種の手續は中止されるということを書いてございまして、要するにこの考え方は、労働法の体系と別個の公務員法の体系を確立する。こういふ考え方の下に、差當つて従来の労働組合法なり、労働関係調整法に基きます措置を二處中止する、或いは無効にする。こういふような考え方に立つておるわけでございます。この点はこの法案におきましては、補則のこの第五十八條に、「労働組合法及び労働関係調整法並びにこれらに基く命令の規定は、職員に關して適用しない」と、かういたしてあります。現在はこのういふふうに一處すべて不当労働行為に基きますもの以外は皆一處ストップになつております。ところが地方公務員法案におきましては、別個の体系において職員の利益保護ということをお話しております。その一つは、さつきお話

し申上げましたように、勤務条件に關する措置のように、いま一つは不利益処分、この二つの方法によりまして、いづれもこれは裁罰的な手段でございます。殊に不利益処分の場合におきましては、証拠調べ等につきましても罰則を規定しております。又不利益処分につきまして、人事委員会が定められたものに對して指示をいたしましてその指示に従わぬ者に對しましては、これ又罰則を付けてその勵行を期しております。そういう意味におきまして、政令二百一十号は、いわば切捨て御免の状態になつております。これを、この法案におきましては、不利益保護の途を公務員法の体系において確立した。労働関係調整法の体系とは別個に確立した、この点が違つておる第二の大きな点でございます。

それから第二條におきましては、「何人といへども、同盟罷業又は怠業行為をなし、その他国又は地方公共団体の業務の運営能率を阻害する爭議手段をとつてはならない」と、これと同様の規定が「爭議行為等の禁止」といたしまして、三十七條に書いてございまして、この点は同様でございます。大體違ひます点は、そのような点でございます。

○小笠原二三男君 只今の説明は政府委員としてお伺ひしたのですが、私は政治的な問題としてお伺ひしておるのと、簡単にいいますから、三点のことについて具体的に岡野さんの意見を承りたいと思ひます。

○岡野大臣(岡野清彦君) 只今の小笠原さんの御質問は、何かマ書簡の狙い、それから二百一十号の解釈ですか、それから地方公務員法との關係、これは幾々政府委員が今御説明申上げました通りの具體的基礎に立ちましたその本旨が、私の本旨でございます。それで御了承願ひたいと思ひます。

○小笠原二三男君 それなら岡野國務大臣に伺ひますが、マ書簡が出た當時における国内の労働情勢或いは地方公務員団体の現段階における労働情勢、或いは公務員の情勢等をどういふふう

に把握しておられるか、お伺ひしたい。

○岡野大臣(岡野清彦君) お答え申上げます。これも先ほどの小笠原さんの御質問に關連するところでございますが、国家公務員法がそのまゝ現存されておるといふことは、私は一面逆説的に申しますれば、やはりその當時と、その法を變えるほどの情勢の變化はないと、こう考へてゐることで、私は國家公務員法が現存しておる現實を認め、そう考へる次第であります。であります。併し先ほど政府委員が申上げましたような幾分の情勢の變化は認めますので、その点を少し緩和して、従來の公務員法に於ける見解が、地方公務員法においては出て来た。これは思ひます。この点については相當私たちがしてお聞きして置きたい点があるのですが、時間がありませんので、總括的に一處當つて置きたいと思つて、もう一つのことに関連して何つて置きますが、先ほど政府委員鈴木さんのお話では、憲法上の話が出たのですが、これも一つでございます。十五條においては「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、」という立

場から地方公務員法なるものが出来た必然性があると思ひますが、御説明にありましたように、労働者の團結権、団体交渉権の保障という憲法上の建前から、労働組合法ができており、或いは労働者の利益を守る立場から労働基準法等が出ておる。共にこれは憲法上のものから出て来てる基本的な法律であらうと私たちは思ふのであります。先ほどその間の情勢ということであるが、お話をしましたが、がいずれにしても基本法である点において、その本質的なものを侵害することが不可能であらうかと思ふのであります。或いはこの政治活動の自由等も憲法の保障上の問題である。それらが全体の奉仕者であるという憲法上の規定からして、一切制限を受け、或いは禁止され、いわゆる取締られるということに、程度の差もあれば、或いは本質的なものを考へて結論を付なければならぬ問題もあるのじやないかと思ふので、憲法上から見ますと、労働組合法、労働基準法或いは政治活動の自由、或いは全体の奉仕者である公務員という立場、この四つの問題をどういふふうに関連させて、いわゆる調整をとつて結論を得られるか、これは詳しくこの際御説明を願つて置きます。

○政府委員(鈴木俊一君) 憲法上の各種の権利の關係の問題でございますが、先ほど申上げましたように、基本的な考え方としては、この憲法の第十五條に「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」と、このういふ基本的な公務員の性格が規定してあります。同時に今御指摘になりましたように、労働者の権利と

いたしまして、第二十七條に「すべて国民は、勤勞の権利を有し、義務を負ふ。」主として問題は第三項の「賃金、就業時間、休息その他の勤勞條件に關する基準は、法律でこれを定める。」かようなことになっております。それから第二十八條の「勤勞者の團結する權利及び団体交渉その他の団体行動をする權利は、これを保障する。」この規定との関連の問題になつて来ると思ふのであります。そこでこの私企業に従事いたしております勤勞者につきましては、第二十七條、第二十八條の憲法が保障しております權利は、第二十七條につきましては労働基準法、第二十八條につきましては労働組合法、労働関係調整法といふことになると思ふますが、公務員につきましては、国家公務員法がこの憲法の建前に則つて一つの体系を示しておりますごとく、全体の奉仕者であるといふ考え方が、そういう労働基準法或いは労働組合法、或いは労働関係調整法といふ建前に立ちませんで、公務員法の体系の中においてこのような基本的な權利を生かして思ふのであります。ただその規定しております事項が労働法の体系において規定しております事項と若干違つてゐる、或いは調整が變つてゐる点がある。それはなぜ變つてゐるかと思ふならば、一つには十五條の公務員の性格自体から派生して参りますと共に、憲法第十二條におきまして「この憲法が国民に保障する自由及び權利は、国民の不斷の努力によつて、これを保持しなければならぬ。又、國民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」この公

共の福祉といふことが、公務員という性格の上から見ましてより強く現れてゐる。そういう点において、例えば職業権の禁止といふような問題が出て来るわけでございます。併しながら私どもはそういう公共の福祉或いは全体の奉仕者としての公務員の性格の許す限りにおいて、基本的な權利もこれを確保して行かなければならぬ、かように考へております。これはいづれも十五條、二十七條、二十八條に憲法上對等の規定として書かれておるわけでございます。十五條に對しては二十七、二十八條が優先するといふものではないと思ふのであります。要するに公務員でありながら性格から申しまして、二十七條、二十八條の規定について若干の調整が行われてゐる、かように考へて申上げますのであります。ただ附加えて申上げますのが、二十七條の第二項の基礎を規定いたしておりますのは労働基準法でございますが、これは労働者の最低の勤務條件を定めてゐるものでございまして、原則として地方公務員法案におきましては、労働基準法を適用するといふ考え方をとつております。これは公務員としての性格から申しまして、それ自体を排除する必要はない。公務員も勤勞者であり、勤勞の最低基準はこれを適用して然るべきである。かような考え方に私も立つております。ただ例えば労働基準法の監督の問題でございまして、或いは勤勞の勤務條件の對等決定の問題でございまして、或いは違反者に対する司法警察權の問題でございまして、こ

整を要するといふ必要がございます。で、そういう若干の規定だけを適用しないといふことになつておりますが、基本的な條件は労働基準法自体を適用する、かように考へております。労働組合法なり、労働関係調整法は、これは全面的に排除いたしております。排除いたしておりますが、この公務員法の体系におきまして、別個の團結權として職員団体の件、又別個の労働関係の調整の方式といたしまして、勤務條件に關する措置、或いは不利益処分に關する審査といふ、こ

し労働組合法の精神といふものは生かされておると言われてゐる。然るにこの法によると、職員団体といふものの組織機構等、結成に關する問題は細部に亘つてまで規定されておる。労働組合法よりこれは非常に煩瑣であり、嚴重であるかと思ふのですが、こ

の午前中の質問を終ります。○政府委員(鈴木俊一) 労働基準法の適用について、監督權を地方団体に任せるのは勤勞者の權利を保障するゆゑんではないかといふお話をいただきましたが、これは先ほど申し上げましたように、労働基準法につきましては、國家公務員につきましては原則としてこれは準用されておりますが、労働基準監督機關といふものを排除いたしております。その思想は、やはり公務員としての性格といふところから出て参つておると思ひます。地方公務員法案におきまして、やはり地方公務員としての性格を一面において考へる、又憲法が特に地方に對して自治權を認めまして自治を許してあります点から申しまして、職員に対する監督權といふものは、やはりこれは地方団体が自治的にこれを監督するといふことが、地方自治の本旨を達するゆゑんであらうと思ひます。職員に対する監督權を他の機關から、殊に中央政府の機關によつて監督をされるということとは、地方自治の本旨から申しまして、これは適當でないと思ひます。ただ先ほど申し上げましたように、現業の職員につきましては、その従事いたします仕事の種類或いは私企業と非常に密接いたしてあります。殊に安全、衛生等についての専門的な監督といふことに關しましては、非現業の場合よりもよりその必要性が多

員法と労働基準法との間の調整を図つた次第でございます。それから職員団体につきまして、これは労働組合よりも非常に厳格な規定を設けて制約が多いではないかということでございますが、私もこれは必ずしも制約とは考へておりません。ただ規定の基本的精神は、先刻来申し上げたように、公務員としての性格、公務員が組織する職員団体としての性格から必然的に派生するようものがございまして、けれども、例えば真に職員団体が民主的であり得るようになり、その代表者の選任とか、そういうようなことに關しましては、特に投票手續等についての規定を設けておりました。これは制約と申しますよりも、むしろ職員団体が真に民主的であり得るようには法律を以て保障しておるというふうに、私も考へておるのでございます。

○委員長(岡本愛祐君) それでは只今小笠原委員から御要求のありました各試験、これは勿論論議してゐると思ひますが……

○政府委員(鈴木俊一君) ちよつとその点について申し上げます。御尤もな資料の御要求でございますが、実は何分二年半も前からのことでございますが、資料をお配りいたしましたにつきましては、時間的な問題がございまして、若しお許し頂きますならば、今までの法案につきまして経緯を書き物にいたしまして、一々法文をめぐつて頂きますんで、どの点がどういふふうになつたかということがわかるような資料を差上げて御審議を頂くようにして頂けないでしょうか。

○小笠原二三男君 成るほど御尤もな話で、私の要求も非常に無理な点が

ありました。二年先のものから出せというところは確かに無理でしたから、その点は差控えますが、少くとも今年中のものはこれは出して頂きたい。即ち一月十四日の閣議決定になつた試験以降のものは、これはもう最近のものですから出して頂き、もう古いものは役に立たんですから見たつて確かに値打はない。一月十四日以降の試験を出して頂き、でき得べくんば鈴木さんの言われるような、そういう説明書も附されればなお結構であると私は思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) それではその一月十四日の、要するに今年の一番最初に存在しておりました案、それを土台にいたしましたその案と變つてないところはそのままにいたしまして、變つたところだけを條文を附けて、更に今御指示の説明を附けましたものを提出することでお許し願ひたいと思ひます。

○小笠原二三男君 よろしくございませう。

○委員長(岡本愛祐君) それではそれを提出して頂きます。

それでは午前はこの程度で休憩をいたしたいと思ひます。午後は一時半から再開いたします。

午後零時二十六分休憩

午後一時五十三分開会

○委員長(岡本愛祐君) 休憩前に引続き委員会を再開いたします。

小笠原委員から地方公務員法案に關しまして、地方行政調査委員會議の議長、神戶議長に質問がございまして、○小笠原二三男君 地方公務員法に關して岡野岡務大臣の提案理由説明の中

には、画期的な地方行政事務の再配分に伴う制度確立について、近代的な地方公務員制度を緊急に確立する必要がある。従つて各方面と折衝してこの法案を作つたのであるというお話であつたので、私から各方面と折衝したという点について、地方行政調査委員會議との折衝が行われたかという点について質問しましたところ、政府側では、法律的には地方行政調査委員會議は地方公務員制度には關係のないことであるから、個人的には意見を聞いたことであるけれども、折衝はしなかつたことであるといふことであつたのであります。併し私たちが考えますと、地方行政事務の配分によつて能率を挙げ、地方自治を確立するのは、一にかかつて人の問題であり、地方公務員の運用の問題にあると考へるのであります。第一点として、これから御質問申し上げたい点は、こうした法案が国会にかかると前に地方行政調査委員會議のほうと御連絡があることが望ましく、又当然であるといふふうなお考え方が神戶議長からはうにあられるかどうかという点が第一点であります。

それから第二点としましては、この際そういう事務配分に伴う地方公務員制度に關して、この法案を御覽になつての神戶議長の見解をお伺ひしたいといふことであります。その質問の御答弁のあとで又質問をいたしたいのであります。

○政府委員(神戶正雄君) お答えいたします。御質問の第一点につきましては、地方行政調査委員會議の規定から申しまして、地方公務員法の制定について御協議を、或いは意見を徴せられることを義務付けておるのではないと思ひます。

思ひます。従ひまして公式に地方公務員法案を地方行政調査委員會議に御提出になつてはおりません。ただ恐らく本國會に御提出になりますとは同様に、或いはそれに遅れてか、こういうものが出ておるから参考にするやうなことで、一部刷りものを頂戴いたしまして拜見したというまでであります。

それから第二点であります。第二点についてどういふふうに考へるかといふことであります。地方行政調査委員會議側といたしましては、會議として正式にこれをお受取りしたわけでありませんので、個人的にそれを見ておるという程度でありますので、従ひまして地方行政調査委員會議の意見といたしまして、これについて申述べることはいたしがつたのであります。併しこの會議の持ちましますところの使命から考へまして、こういった地方公務員法のようなものが出ることはどうなのかといふことであります。無論立派な地方公務員法ができました、地方公務員が向上する、能率の挙がること、公務員ができる、誠心誠意地方公務員に従事できるようなこととなります。これは、最も望ましいことであるといふふうに申し上げることができると思ひます。即ち私どもの地方行政調査委員會議におきましては、国と地方との事務の再配分を考へておりました、殊に地方団体、なかんずく市町村に仕事をこれまでもより多くやらせようという方向に進んでおりますものにつきましては、この案ができました、それに従つて事務が再配分されます結果は、いずれにいたしましても、地方の仕事が殖えるわけでありまして、殖えるに副うて、

一つには財源の上におきましても、それに副うた仕事ができますように、財源の点も十分財政の面から考へて行かなければならぬということも考へて、私もほすでその点につきましては着々研究しつつあります。未だ結論には達しませんが、そういうことも考へなければならぬといふことで研究しておる次第であります。それに伴ひまして、又地方公務員の人の問題、人がよくなるというところは非常に望ましいことでありまして、その面におきまして公務員制度ができました、皆がまじめにこの公務をするようになり、地方公務員の向上といふことになりまして、一層この成果が発揮できるわけでありまして、どうかそういうことになつてほしいと願つておる次第であります。ただ併しなから、地方行政調査委員會議といたしましては、今日まで未だその公務員法をどういふようなものにするかといふことにつきましては、審議は全くいたしておりません。財源の問題につきましては、若干は研究しつつありますけれども、公務員法をどうするかという問題につきましては、委員会として研究いたしましたことはまだありませんので、委員会の意見というものを申述べることができませんことは誠に遺憾であります。どうかさやう御了承願ひます。

○小笠原二三男君 第一点の質問では、結局法律上の所管事項でないといふことについては私も同感であります。これが、そこで聞いて置きますのは、これに直接深い關係のある機関であるのですから、或る種の御意見を伺ひ得るものではないでしょうか、私たちは考へておるわけでありまして、而も行政事

務の配分そのものも、事務内容として、この公務員法が実施されまゝと推えるのでありまして、それこそ地方行政調査委員会の所管でもあらうかと思うのであります。従つて先ほどのような御質問をしたわけでありまして、経過についてははつきりお伺いして承りました。そこでこの点は関係するかに又聞き直すことにいたしますが、この際お願いして置きたいと思ひますのは、逐條審査をする段階になりましたら、もう一度実は質問申上げたい点がありますので、お考え置き願ひたい点を申上げて置きます。それは先ほど申しましたこの都道府県或いは五大市には人事委員会ができて、そして簡略に申しますと、人事上の諸問題を扱うといふふうになつております。而もこれは地方公共団体の中にあるものとして、予算或いはその他について独立機関でないようになつておるのであります。それから又公平委員会をその他の市町村においても置かなくてはならないようでありまして、それを單獨に、或いは協同して、或いは委託して置き得るような措置が考えられておるのであります。従つてこういうこの人事を扱う機関のありかたとして、行政調査委員会はどういうふうにお考えになられるのか、その條章になつたらお伺いしたいと思ひますので、お考え置き願ひたいと思ひます。もう一つお考え置き願ひたいのです。これは地方自治を確立し、日本の民主主義を推し進めて行くということにとつては最も重要な問題であると思ひますが、地方の大体指導的な立場に立つ公務員或いは地方の文教的な指導の面を担当する教職員、これらについて

て政治活動を制限する、或いは或る部分については確実に禁止する、こういうふうなことにしては、今後の地方自治自体の問題として重要な関連があるのではないだろうかと思ひます。であります。こうした点についてもその機会において御所見を承ることができれば大変仕合せなのでありまして、御検討をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(神戸正雄君) 只今のこの、よくわかりましたが、御質問は個人の意見でありまして、或いは又地方行政調査委員会としての意見を持つて来い、こういう御趣意でございませうか、それだけによつてお伺ひいたします。

○小笠原三男君 前段の人事機関については、できませんならば所管のこととして委員会のお考えの方向をお聞かせ願ひたい。後段の政治活動の分野については、問題にする点において疑義もあるかも知れませんが、そういう点については神戸議長の御見解を或いはお聞きするかも知れない、こういう意味であります。

○委員長(岡本愛祐君) ほかに神戸議長に御質問ございませうか……。それは休憩にいたします。

午後二時九分休憩

午後三時四十分開会

○委員長(岡本愛祐君) これより休憩前に引續き委員会を再開いたします。只今お諮りをいたします件は、昨日地方財政の緊急対策について御相談をいたしましたのでございます。その際にこの委員会では要緊事項を議決して政府又は予算委員長等に送付したかどうかと

いう御意見も出ております。それで休憩中に委員長が試案といたしまして案を書いた見ました。それを皆さんに諮りをお願いしたいと思ひますが、御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○小笠原三男君 それを諮られることは我々から異議がないのは再三申上げておることでありますが、そのこの地財委の意見をとるかというのかということについては、これは関係者のかたに質議を行なつて了解する点を了解した上で責任のある決議なり要請をしようというところは私再三再四申上げておつたこととあります。従つてそういう方向に行くといふことは昨日決定しておりますので、その方向に行く前提として、例えば一昨日岡野大臣にこの関係について答弁を求めた場合に、岡野大臣はそれは地財委の方の責任なので地方自治の長官としては責任がないのだというふうな話をしたり、或いは大蔵省の方では困つた、という、或いはいやな、これでは困つた、という、これはつきりした意見も出しておるに、ただ十分を審査もすることなしに、又地財委自体にしてみてもこの計数の基礎等においてはつきり我々として認識を持たないでただ決議をする、要請するといふことでは私は遺憾だと思ひます。従つて手続を盡した上でそういうふうにしたと考へますので、先ほどお呼び頂いておる地財委の委員長の出席を願つて、もう少し根本的に地財委の考へ方をお聞きしておきたいと考へます。

○委員長(岡本愛祐君) 小笠原君に申上げますが、野村委員長は午前に見え

ましたが、午後参集されて来れないので、それで代理に地方財政委員会の委員の上原君が見えました。それでよろしうございませうか。

○小笠原三男君 それじゃそういうことで結構です。

○高橋達太郎君 小笠原さんのそういう御意見がありますが、これは要するに案文の書きようにも関係するので、私はその前に一つ委員長の試案というやつを御配付願つて、そうして審議に移つたらどうかと、こう思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) ちよつと申上げます。私今書き流したばかりですが、これは後ほどお見せすることにしたと思います。今は御質問のほうを願つた方がよいと思ひます。その間に調べましょう。

○小笠原三男君 再三再四地財委に聞きますといふと、非常にこの地財委だけが力強いもの、印象を受けます。こういう地方の財政計画について誰が責任を負うものであるかといふような点も聞けば聞けばわけがわからなくなつて来ておるので、逐次質問をしたいと思ひます。

第一は、この地方財政委員会は内閣の所轄の下にあるように規定されておるのですが、地財委としてはこの意味をどういふふうにご理解しておられるか、お伺ひしたいと思ひます。従つてその考へ方如何によつては、内閣との関係、或いは国会との関係は具体的に地財委はどうかという点についてお伺ひしたいと思ひます。

○説明員(上原六郎君) 地方財政委員会と内閣との関係についての御質問であります。御承知のように地方財政委員会は総理府の外局でありまして、

内閣総理大臣の所轄の下に地方財政に関する事項を掌理するということになつております。従つて総理府の外局として行動しておるわけでありまして、地方財政全体の財政計画を立てると申しましても、それは平衡交付金の要求の基礎になるような地方財政の財政計画を立てまして、それを政府に要求するわけでありまして、従つて政府の意見と地方財政委員会の意見と相違する場合のあることは財政委員会設置の当時から予想されておるところであります。そして、そうして政府の意見と財政委員会の意見と相違する場合には、財政委員会の意見を政府に提出して、而もそれを国会に提出する途を開かれておる、こういうことになつておるわけでありまして、従つて今同提出いたしました意見書は、財政委員会の設置法に基づいて内閣を経由して国会に提出したということに相成つております。

○小笠原三男君 そうしますと、この国会との関係であります。内閣を通じて意見書を国会に出すといふことについて、地財委は国会に対してどういふ希望をお持ちになつて意見書を提出しようと思ひますか、お伺ひしたいと思ひます。

○説明員(上原六郎君) 今回財政委員会が内閣を通じて国会に提出いたしました意見書について、地財委はどういう御質問でありまして、地方財政委員会としては、全体の地方財政の現況から考へまして、地方財政委員会が提出いたしました意見書の内容が実現することから地方財政の現状が最も適切だと考へまして、その意見書の実現することを両会に対して切に希望してお

る次第であります。

○小笠原二三男君　よくわかつたので、その次をお伺いしますが、地方財政について地財委の権限の範囲、そういうふうなものについてはそんならどういうふうな御了解になつておられるか。こういう点をお聞きするのは、延いては地方財政の執行機関として地方財政需要等について御検討になる、こういうことなんですか、その最終的な責任は誰が負うのであるか、こういう点を突はさなければならぬ、先ず地財委の権限についてどういふふうな了解の仕方を地財委としてはされておるか、その点をお伺いし、この地方財政需要等についての最終責任者は誰であるかということをお伺いいたします。

○説明員(上原六郎君)　地方財政委員会の権限についての御質問であります。が、地方財政委員会の権限につきましては、財政委員会の設置法に規定してございまして、それは非常に詳しい規定がございまして、地方税法の執行に関する部分におきましても、具体的な非常な多くの権限が地方財政委員会に與えられております。又平衡交付金の施行につきましても、平衡交付金法の中に地方財政委員会の権限に関する事項が非常に具体的にたくさん規定してあります。それらの権限を全部列挙いたしましたのが地方財政委員会の設置法でございまして、お尋ねの地方財政需要の最終的な決定機関はどこであるかという御質問であります。が、地方財政需要の推計をいたしまして、その地方財政需要に基いて平衡交付金の所要額を算出したしまして、そうしてこれを要求いたします最終的の権限のある

のは地方財政委員会でありまして、地方財政委員会のみがそういう権限を持つておるものと了解しておるのであります。

○小笠原二三男君　そうすると、地方財政について例え不足がある、非常に多くの不足があるというふうな場合には、結局としては地財委と申しますか、国と申しますか、が責任を負わなければならぬというふうにも考えられるのですが、そう了解してよろしいでしょうか。

○説明員(上原六郎君)　只今申しましたように、地方財政委員会は地方財政の財政需要を推計いたしまして、それに基づいて平衡交付金の要求を政府にいたすのが地方財政委員会の権限であり、義務であります。で、地方財政平衡交付金法に基いて財政需要を計算いたしまして、そうしてその計算に基いて不足分を政府なり国会なりに要求いたしまして、それを貫徹するのが地方財政委員会の責任である、かように了解しておるのであります。

○小笠原二三男君　だん／＼まあそういうふうなわけであつて来たのですが、それならそれを押し進めて、そうなつて参りますという、結局は標準的な地方行政をどういふふうにするかというやうな問題がそこに地財委としては残つて来るわけでもないかということが考へられるわけでありまして、さつきも予算委員会の公聴会で京都府知事から標準的な地方行政の内容を持つておる地方団体の財政需要というものを先ず前提として規定し、それらによつて地方税等と見合つて平衡交付金を流す、こういうふうな立場になるかと思

うのですが、その標準的な地方の財政需要というものを地財委としてはどの程度に、どういふふうにするかということによつて、平衡交付金等の問題が大きく上つたり下つたりして来るのじやないか、こう考へるのですが、そういうふうな先ず一応了解してよろしいのですか。

○説明員(上原六郎君)　只今のお尋ねは、地方の財政需要を計算いたします上におきまして、標準的な財政需要、或いは標準的な財政支出に基いて地財委は計画をするかという御質問のようにつたのであります。が、お話の通り、財政需要を計算いたします場合には、標準的な財政収支を基礎といたしまして、そうしてそれに基づいての不足額を計上いたします。そうして要求いたすのであります。

○小笠原二三男君　そこでですね。今度の場合、はつきりそこに内閣の意見と地財委の意見とが分れて来たんです。が、そういうやり方でこの分れて来た場合に、地財委としてはこれをどうして解決して行こうとお考へになるのか。そういう点がその権限上の問題やその他の私にはからんでお聞きしたい点なんです。

○説明員(上原六郎君)　お尋ねの地方財政委員会の意見と内閣の意見とまあ対立したやうな形になつて来たのであります。が、財政委員会としては、それをどういふやうに解決するつもりであるかというお尋ねでございまして、結局今の制度の建前をいたしまして、そういう結果になることを予想いたしまして、そういう結果になつた場合の最終の決定を国会の決定に待つということとしております。が今の制度の精神

であり、今の制度のまゝ立てられたときからの考へ方であるように考へますので、財政委員会としては地方財政委員会の意見を十分に国会において御審議をお願いしまして、そうして是非とも財政委員会の意のあることをおくみ取り頂きまして、地方財政の確立のために財政委員会の意見を御採択あらんことを切に希望しておきます。

○小笠原二三男君　先ほど予算委員会でも京都府知事の言われたのは、当初予算に地方税と見合つて平衡交付金を千五百億と考へたのは、これはその地方財政需要額の増減、そうしたものに伴うプラス・マイナス・アルファといふものが国家予算で考へられることを前提として、千五百億というのが考へられるというのが正しい形じやないかというやうなことを言つておられたのですが、従つてそれに伴つて考へるならば、地財委が八十三億なら八十三億の平衡交付金を要望し、八十三億なりですが、然らばですね。八十三億なり或いはその他地財委が要望するだけのものを獲得するならば、地財委の考へ、日本の地方自治の確立のためにも地方の標準的な財政需要額を満し得るものであるか。こういう科学的な検討を得られてどういふ意見書を出しておられるのかどうかということが基本的には我々としては問題になるわけでありまして、この点について意見を伺いたします。と申しますのはその八月頃出た平衡交付金の配分に関する規則等そのまゝ地方で計算をした結果、まあ三億億ぐらいの平衡交付金が必要ではないかというやうな結論が出たやうな、こういう噂さへあります。而もそれが十月になつて二回目のこの配分の規則等

を作るに當つていろいろ考へた結果、うま／＼あ／＼一千五百億ぐらいになつた。これが先ほど京都府知事が御審議するかのごとく言つたやうに、逆計算をして一千五百億に地財委があつたやうな傾向がある。こういうことを言つておられるのですが、根本的に地財委の性格としてそういうことはあり得ない。あつてはならないことではないかと我々は思ふので、今回この地財委が要望しておることを我々としては推進し、了承して行くといふことはよいのであります。けれども、これで日本の標準的な地方財政需要といふものが満たされるのであるかどうかといふことについては、私はこれは非常に疑義がある。疑わしい点が私にはあると思ふのであります。それで最初に申し上げた一点と、それからこの配分等に関しまして私が言つたやうな噂、或いは地方が公然と秘密としてですね。大体一千五百億程度にはまるやうな配分規則を作り直したのであるというやうな考へ方を持つておることに対して、地財委の意見を伺いたしたいと思います。

○説明員(上原六郎君)　今回の八十三億円の平衡交付金の要求に對しまして、一体これで地方財政の標準的な需要が満たされるかどうかという第一の御質問でありました。勿論八十三億円の要求をいたしましたが、一千五百億円という通常国会で二十五年度の予算がきまりましたあとに生じた財政需要を積み重ねて計算いたしました。そうして勘案して決りましたのが八十三億円であります。が、八十三億の平衡交付金を計上したばかりで地方財政全体の財政需要が満たされるわけではないのであります。このほかにも

なお起債の枠を拡大して頂くというようなことに、御心配を願わなければ、地方財政全体の運営には支障が生ずるわけでございます。併しながら平衡交付金を財源として運営して行く部面におきましては、補正予算において八十億円の平衡交付金が計上されたならば、何とかやつて行けるだろうという見通しであります。

それから配分の問題でありますが、これは一千五十億円という一つの枠がございまして、それから平衡交付金の配分ということは、まあ言つてみますれば非常に新しい初めての試みでありましたので、先般の仮決定の規則ができません過程におきましては、いろいろ試算をいたし、各方面から検討し、又地方の意見も十分に聞きながらああいう仮決定をいたしたものでありまして、あの仮決定をいたしました過程におきましては、いろいろ数字が出ております。従つてどの数字かを捉えてそういうような考えを持つた人もあるかも知れませんが、今日きまつております仮決定の基礎になりました。いろいろ資料につきましては、十分合理的な資料に基いて判断をいたしました結果、ああいう仮決定の規則を公布し、そして決定した、こういう実情でございまして。

○小笠原二三男君　では大体今度の意見書に盛られている程度のものを出して頂くというようなことになれば、地方の財政需要そのものは、その規模においてですね。來年以降においても考えられて行くまあ大体の形というものができるのだというふうに私たちとして了解してよろしうございますか。

○説明員(上原六郎君)　大体私どもの

考へは、今何提出いたしました意見書の内容が実現いたしましたならば、それと併せて起債の枠を拡大することを開係方面に懇請することによつて、何とか二十五年年度の財政の運営は見通しがつくと思いますが、二十六年年度の問題といいたしましては、これは又全く新しい角度で検討しなければならん問題がいろいろたくさんございます。

○小笠原二三男君　よくわかつた次第ですが、最後にそういうさま／＼な疑惑といひますか、デマが飛ぶといううなことは誠に遺憾なのでありまして、地財委としては政治力があるないという問題よりも、専門家の委員会としての平衡交付金の算定の基礎であるとか、或いは今回出すような意見書の基礎資料とか、そういうようなものを綿密に出されて、そうして国民の批判に待つというような公用性といひますか、そういうような態度をおとりになられて、そうして国民並びに国会、政府の批判に待つというような性格が地財委としては望ましいのじやないだらうかといふことを私思ふのでありますし、今度の意見書自体で見ても、私たちとしてはなぜそういう計數が出て来たか、細かいことは全然わからんのです。ただその地財委の考へておる所要経費といふものを正しいものとして、

もう丸呑みにして、その前提の上に立つて、差引勘定だけしてそれだけなくちやならない、大変なことだというだけで進めておるわけなので、我々としては、まあ非常に何といえますか、危険な、怪しげなものの上に立つたと言われるかも知れないという立場なんです。こういう点についてもう少し親切に我々並びに國民に公開し、批判を受

けるというふうに、科学的な資料というものを出すようにして頂きたいということを最後に希望として申し上げます、よくわかりましたのでこれで終ります。

○西郷吉之助君　丁度財政委員会から見えておりますから伺いますが、今同地方財政委員会では百九十五億七千万の地方起債の枠の拡張を要望しております。

ますが、先般も聞くところによりますと、現在三百億の枠が一応三百七十億に拡大したたかのごとく承わつたのですが、なお且つ、この前の議会においては、大蔵大臣は地方起債の枠は三百七十億であるというふうに言つておられたのが、今回補正予算を見ますと、やはり依然として増額しないで三百億に逆戻りしておるといふふうな現状なんです、こういう問題につきまして財政委員会及び大蔵省が関係方面と折衝したその過程、そういうものにつきまして御承知の範圍内におきまして、でき得る限り詳細に伺いたい。委員長にお願いたしますが、そういう点で或いは速記を止めた方がよろしいならば、速記を止めてざつとばらんに今日までの交渉の経過をお聞きしたい。

○説明員（上原六郎君） 地方債の枠の問題でございますが、御承知のよう

に二十五年度の地方債は、シャウブ勧告では四百二十億ということになつていたのであります。が、二十五年度予算の編成の際におきましては、結局閣僚方面との折衝の結果、一応三百億ということに抑えられたのであります。その後七十億を増加して三百七十億でやつて行くことができるような見通しが立ちましたので、財政委員会として

は三百七十億の地方債の計画を立てまして、それを府県市町村に起債財源の割当の事務を実行していたわけであります。そこでお尋ねの今度の補正予算に關係する財政計画で地方債の五十億を見込んでゐるわけでありますが、この五十億は一番初めの三百億にプラスした五十億であるか、三百七十億にプラスした五十億であるかということ

で非常に結果が違つて来るわけであり
ます。今日の御説明としては、これは
三百七十億にプラスした五十億では
なな十億で、三百億にプラスされた
五十億であるというように御説明を
申上げなければならぬような状態に
なつておりますことは、非常に遺憾
に存じているわけであり、併し財政
委員会としてはできるだけ年度内に
最善の努力をいたしまして、初めに
申しました三十億七十九億の地方債
の枠が実現いたしまするようになお
一層の努力をして行きたるわけであ
り、かように考えているわけであり
す。ちよつと速記を……。

○委員長（岡本愛祐君） 速記をとめ
て。

〔速記中止〕

○委員長（岡本愛祐君） 速記を始め
て。

○西郷吉之助君 岡野国務大臣に伺
いますが、只今財政委員会の上原委
員に

私は起債の枠の問題を伺ったのでありますが、この問題は補正予算におきまして平衡交付金が僅かに三十五億計上されたに過ぎないので、この問題も非常に今後重大ですが、一方起債の枠の問題が、この補正予算を提出になつたが三百億が一向動いていない、増額されていらないという問題なんです、この起債の枠の問題については岡野国務

大臣も前国会において御承知の通り、大蔵大臣がしばしば国会において起債の枠は二十五年度三百七十億であるということを正式に言明したわけであり、ところがその後どういうわけか知らないけれども、この三百七十億の七十億が切られてしまつて三百億に減額になつて来たというわけなんです。が、地方財政委員会としては正式に三

百七十億ということが大蔵大臣が言っている建前もあり、三百七十億の起債の仮決定をしているわけなのであります。この間大蔵大臣にも来て貰いました。その点を聞きましたら、自分も百二十億の増額について非常に困難ではあるがどうしてもこれをやつて貰わなければ困るので、大蔵大臣としても努力するということお話だったので、こういう経緯でもあり、今上原委員からも言われましたが、三百七十億のプラス五十億であるならば四百二十億になりますが、現在一応これは七十億が消えてしまつて宙ぶらりんにありますので、その三百億に五十億をプラスした七十億では、むしろ中間的にきまつた七十億より二十億減額になるので、そうすると地方財政委員会は新たに二十億を削らなければならぬという結果になつて大問題になると思うのですが、閣議等におきましてもこういう問題を、と

うして三百七十億が消えてしまつたか、又大蔵大臣が今後四百二十億にするように百二十億の増額を努力すると云われるが、果してそれがうまく行くかどうか非常に疑問に思ふのですが、そういう点を岡野国務大臣はその変化についてどういふふうに御承知であつたか、お伺いしたいのであります。

○国務大臣(岡野清豪君) お答え申上

げます。これは私の承知しております。点はこういふことでございます。只今もお話がありましたように、三百億が今年の起債額でございました。その後財政需要がございましたから七十億増さなければならぬというので、大蔵大臣が折衝に当りまして、七十億の枠を許されて来たということで、こういふことを地方財政委員会としましてはそれを割当のほうに使つたわけでございます。ところが聞きまして、この七十億は五十六億くらいもうすでに割当済みなのです。そして最近に至りまして大蔵大臣が先般予算の折衝をしておりますときに、五十億だけは預りまして、とにかく認められようというふうなお話も伺つております。併しなごら御承知の通りにこの七十億を加えてなお百二十五億を増し、即ち本年度は三百億以外に百九十五億というものの起債をして貰わなければならぬ、こういうふうなことで、昨日委員会の意見書が出ましたように出ておるわけでございます。でございますから、私もいたしましてはどうしても今まで起債を許して来た関係もありまして、特に補正予算が出ました結果、新規の事業なんか割当でなければならぬものも加えて、本年度本当に正式の枠を買つて来なければならぬという類が百九十五億になつております。これは今頻りに大蔵省も一生懸命にやつておりますし、同時に財政委員会の方でも一生懸命この枠を取るべく努力して、その努力の最中である、これが只今までの事情でございます。

○西郷吉之助君 今回の補正予算につきましても、大蔵省はその関係書類としまして出しておる中に、大蔵省預金部としての二十五年度の地方起債の補正として百二十億を割当てるように数字を出しておると思つておりますが、そのういふいきさつもありまして、今のお話が行かんと非常に地方財政の上に重大な問題が起ると思つて、私は大蔵大臣にも確めたのですが、どうも今のういふお話は、折角七十億と仮決定みたいなやつたものが崩れてしまつて、もう日もないで、補正予算は出したが、その出した補正予算の平衡交付金の額も極めて微々たる問題であり、一方がまだきまつていないというふうなことは非常に遺憾ですが、この点大蔵大臣も努力すると言いますが、一つ地方自治庁長官として岡野さんも是非奮闘して頂いて、この百九十五億七千万円が貫徹できるように一つ御努力をお願いしたいと思います。

○岡野清彦君 西郷委員のおつしやることは至極御尤もでございます。自治庁といたしまして、それだけの御関心を持つて頂くことは非常に感謝に堪へません。私も微力ながらこれを貫徹するために全力を挙げて今後努力いたしたいと存じます。

○中田吉雄君 その努力のことについては非常に有難いのですが、三十五億の予算を審議するに際しまして、一つその最終決定というものをこの国会中、一つ何と云ふはつきりけりをつけて貰うような見通しはどんなものでございませうか、一つお尋ねいたします。

○岡野清彦君 ちよつと今の御質問の御趣旨がはつきりわからなかつたのですが、どういふことでしょ

うか。

○中田吉雄君 三十五億の平衡交付金が出ておるわけでありまして、その審議をするのに、今後許される起債と非常に深い関係があると思つて、この問題は本国会中に審議しなくてはならぬのですから、その起債の枠の増大をこの国会中に一つ関係筋と話を付けて頂きたい、その見通しがありますでしょうか。

○岡野清彦君 国会で私忙しくて、実はあちらの方へは自分自身では足を運んでおりませんけれども、財政委員会並びに自治庁のほうで殆んど毎日のように事務官が参りまして話をしておるわけでございます。併し今までのところなか／＼うんと言つて呉れないので実は困つておるのであります。

○西郷吉之助君 もう一点岡野國務大臣に伺いますが、御承知の通り地方行政委員会としましては、休会中要望書を政府にも出しましたが、今回の補正予算で御覽の通りに、極めて希望に副わぬ結果になりましたので、今後財政委員会の意見書にある問題を取上げることかとういふようなことを審議することになると思ふのですが、今中田君も言われましたが、地方起債の枠がこの予算の審議の最中に百二十億でも百九十五億でも増大がきまれば、予算委員会として、我々地方財政を担当する者からもさういふものが一方に決定して枠の増大がきまれば非常に地方財政の上にもいいことである、それだからといつて、三十五億で満足するわけではありませんが、それはそれとして努力をしなければなりません、その中の一つたる起債の枠でも増大が

きまれば、予算審議の上の態度が違つて来ると思ひますが、さういふ点を岡野國務大臣は簡と頭に置いて頂いて、一つ閣議等においてもさういふ点を強調して頂きたいと思ひます。それであります、努力はするといふことであるけれども、今回の期間中にそれが決定しないと、依然として今日のまま拡大はするまいかともわからぬとおつしやることになりまして、一方には平衡交付金が我々の要望に副わぬのみならず、余りに僅かでありまして、補正予算に対する態度がおのずから硬化して来ると私は思ひます。さういふ点がありますから、さういふ点を大蔵大臣にも話されて、一つ時段的御努力を重ねて要望いたして置きます。

○堀末治君 幸い岡野國務大臣と地方財政委員会のかたがらつしやることでございますから、お尋ね申上げたのは、実は私共今その陳情を受けたのであります、それはさういふ問題かと申します、あの地方税の空白時代平衡交付金を概算で前渡しした。やがて税法が成立して以来、その精算にかかりましたところが、大分前渡金を取り戻さなければならぬというふうなことがあるように承るものであります。さうするとなか／＼今いふ／＼最近この委員会の問題になつております通り、いろ／＼なその後の法律の制定その他によつて地方財政の需要が増して、その財源がないといふところへ持つて来て、今言つた通り、前渡金は余分だから返せといふ大い問題に達するから、殆んどこの処置に困つておる、何とかこの問題に對して政府では措置を講じて欲しい、是非

この点政府に要望して欲しいという陳情を只今私は受けたのであります、これに對して大臣並びに地方財政委員会のほうではどういふふうにお考えでございますでしょうか。

○説明員(上原六郎君) 平衡交付金の概算拂ひをいたしまして、さうして先頭一応仮決定をいたしました金額と比較して余計行つておる所は返還しなければならぬといふような所が出て参りましたことはお話の通りであります、これは平衡交付金の本来の性質から考えまして、さういふような団体は幾つか出て参りますことはこれは止むを得ないと思つております、併し、前渡ししたものを一時に返せといひまして、それは困る事情にある公共団体があることは、実はこれも想像されるのであります、十二月の十五日までにその半分ぐらひは返して貰つて、さうして後の半分は来年返して貰つて、さういふことで地方にもそれ／＼通達を出しまして、目下それ／＼手配をして返さなければならぬ公共団体の中、どうしても困るというふうなものが起きて来るのは止むを得ないと思つております、それはこれに對してどうするかといふことは特別なこととは今考へておりません。これは別に又金を融通して更に起債の枠を拡張して貸付金をし、さうして返さるというふうなことは、これは一応地方のほうでもさういふ要望のありますことは事実でありますけれども、先ほど申しましたように地方の起債の枠を拡張するといふことはさういふようなことを別にいたしまして、非常に困難な事態にぶつか

つておるわけでありすが、こういう返還金のための起債を関係方面に折衝することなどということは今日のところ殆んど私どもは不可能だと考えております。何とかして返還せざるものは返させ、やらなければならぬところへはやるというようにすることに、行政の運用で何とかしてうまく納めたい。こういうふうに考えております。

○岩本哲夫君 一つにお聞きいたしますが、一割の平衡交付金はまだ配分しないのかどうかということ、で配分するならばどういう配分の方法の案を立てておるのか。この案を立てるときには、決定するときにはこの委員会に提出して貰いたいと思うのですが、この二つのことを伺いたい。

○説明員(上原六郎君) 特別平衡交付金の配分のことについてのお尋ねであります。これはまだ財政委員会としてはどういう方法であの特別平衡交付金を配分しようという配分案は全然決定しておりませんのです。配分案をきまつたならば委員会に提出するかどうかということでございますが、決定いたしましたならばできるだけそういうふうに取り計らいたいと思っております。

○岩本哲夫君 平衡交付金の仮渡し、の返せとか返さないとかいうような問題にからんで、或いは災害地の問題であるとか、現在の平衡交付金の交付上に対する各地方自治体のいろいろの意見が、特殊事情であるとか突発事情であるとか、いろいろ意見が出ておるのですが、特別平衡交付金の配分がまだに、もう十二月にさしかかつてまだきまらぬという問題は非常に矛盾があると思うのでありますが、なぜそういう

うことを進らしているのですか。もつと早くやる必要はないのですか。

○説明員(上原六郎君) 特別平衡交付金と申しますものは、大体において一般平衡交付金とは性質が違つておりますので、一般平衡交付金に比べて、本決定が全部済んだ後の段階におきまして、特別平衡交付金の配分を決定したい。こういうつもりでおりますので、本決定が済みました後に特別平衡交付金の配分案を検討したい、こういうふうに考えております。

○岩本哲夫君 本決定はいつするので、だん／＼改正して、年度末も接近しておるし、特に今回まあ政府が補正予算への計上も少いとか、普通の平衡交付金の返還を追うとかいつたような問題で、地方財政の非常に窮乏したところと、これを未だに方法もきまらぬとか、やる時期も決定してないとかいうようなことが、甚だ工合が悪いという感じがいたしますが、もう少しこれを早くまとめる方法はないのですか。

○説明員(上原六郎君) 本決定が遅れておるのはどういふわけかとお尋ねでございますが、これは先ほど申しましたように、平衡交付金制度というものが非常に新しい初めての制度でありますので、できるだけ慎重に検討いたしました上で決定したい。こういうことで仮決定の規則を公布いたしましたので、仮決定の金額がこの際において出たのでありますが、あの仮決定の計算の方法なり、仮決定の基準に對しては、それ／＼各地方いろいろ意見がございます。そういう御意見の中に十分その意見を取入れて訂正をしたほうがよろしいというような点も数多くござ

いますので、各方面の意見を十分に検討いたしました上、そうしてできるだけ完全な方法の下に本決定をしたいというところで、今日折角各方面の意見を検討いたしましたので、仮決定規則の修正案を今検討中でございます。それができましたならば、できるだけ早い機会に本決定に持つて行きますので、そうしてその本決定が済んだならば、續いて特別平衡交付金の配分に入る。こういう予定でございます。

○岩本哲夫君 問題は普通の平衡交付金の仮決定、本決定といつたところ、もうこうして今よく申上げます通り年末に迫つておる。その本決定すらまだできません。いわんや特別平衡交付金の交付する範囲といふものはどういふ範囲を大体考えておるのか、それらをどういふ工合に配分して行くのか、ということが未だきまらぬということ、これが又よつて以て地方財政の窮乏の一端の原因にもなつておると思うので、私はこの本決定が未だきまらぬというようなところ、地方自治財政が八十三億要るとか、足らんとか、足るとかいつた問題を又地方自治庁の方から言つたものをおかしいし、財政委員会もそういつたことを決定せずして八十三億という数字を出した。これは将来特別平衡交付金をどれだけの自治体に渡すのかまだ見当の付かん先に、八十三億とかいう数字がどういふわけであつたのか。そこで平衡交付金を渡したならば八十三億のうちなんほか需要が減少するのかどうか、これはどうなんですか。

○説明員(上原六郎君) 今回要求いたしました八十三億というものは、一千五十億の平衡交付金がきまりました後に

に生じた財政需要を基礎にして要求いたしましたものでありますから、特別平衡交付金の配分如何にかかわらず地方団体が必要な、新しい義務負担になつた経費を、新しい財政需要を基礎にして要求したものでありますから、特別平衡交付金とは切り離して考へて頂いてよろしいと思ひます。

○岩本哲夫君 切り離して考へるのだつたら、特別平衡交付金なるものの規定は、測定単位で捕捉しがたい財政需要、交付金の額の算定後、災害その他特別の事情によるものをやるとなつてゐるが、この百五十億なるものの交付金の配分方法といふものは、まだきまらぬという、若しきまつた場合にはこれの使ひ方はどういふ工合に……。あなただのはきまらぬからと言ふし、地方自治庁ではこれは若しきまつた場合にこの金はどういふ工合に使つた方がいいですか。予算が立たないのじやないですか。

○説明員(上原六郎君) 只今申上げましたように今度補正予算に關連して要求いたしました八十三億の平衡交付金は、政府の總予算がきまつた後、今日までに生じた新しい財政需要に應ずるものでありますので、それは既往の以上五つの配分とは全然別な財政需要の計算の基礎になつておる、かように考へております。

○岩本哲夫君 これは特別平衡交付金、がどの府県に幾ら渡すのか、府県、その他の自治体が目安がつかないままである。それとして若し配分を受けたときには、それは何に使うのか、財政支出の目標が明確でないというやうなことになるが、これは何か特別の臨時費用に使う目的か、その辺がはつきりわか

らんのですが、それが八十三億とどんな関係があるのか。それを明確にしないうちよつとややこしいと思うのです。

○説明員(上原六郎君) 八十三億と申しますのは、これは總予算が決まつたのち、新たに生じた財政需要を基礎にして計算したものであります。特別平衡交付金は一千五十億の配分でございますから、これは切離してお考へになつても差支えないと思ひます。

○西郷吉之助君 今上原委員のお答えなんです、どうも意味が聞いておつてもわからぬのですが、一千五十億円が決定してのちの需要額で、それがやはり今増額を要求された八十三億なんです、どういふことになつたというお話しですが、新たに生じたあれというものは結局一千五十億全体に亘る配分を考へて、而して、それから出るものをいふことだと思ふのですが、従つて一千五十億のうち百五十億をどういふふうに分けるかといふことの配分決定なくしては、如何にして一千五十億円がはみ出たか、その限界がわからなくなる。一千五十億を別に考へると言われるけれども、そのほかに生じた金額であるといふことになれば、そのうちの従つて一千五十億の内部にある百五十億も配分が決定して、而してなおかつ八十三億が飛び出たといふこととならぬわけですが、一千五十億のうち百五十億はとつておきだ、これは予備隊みたいなもので、とつておいて二十五年度の期末に行つてそれを配分されるお考へなのか。その点はそういう考へならぬという考へでもないのですけれども、一千五十億を別個

に考えてくれということになれば、当然そのうちの百五億は配分が如何になつておるかということ、ここでお話があつても然るべきであつて、どうもその方法は百五億のけた千何しが決まつておるけれども……どうもその点が今お話の説明を聞くと、どうも百五億は決まつていないとつておきの、ほかに、八十三億が出ておるといふように聞えるのですが、その点をもう少しはつきりと説明して頂けないでしょうか。

○説明員(上原六郎君) 一千五十億のうち百五億は、これは予備的な性格を持つておるものではないのです。一千五十億円の平衡交付金の中に、二割は特別平衡交付金として配付するといふことは、一般平衡交付金である、機械的な計算で算出してそれでもなお実情に合わないところがあるだろう、まあ抽象的に言へば……そういうところの穴埋めのために一割をとつていふわけですから、一般平衡交付金がきまらなければ実情に合うか合わないかわかりませんが、一般平衡交付金がきまると直ぐ特別平衡交付金が續いて出る。八十三億というのは別な全然新しい財政需要のために八十三億が要するものですから、これは切り離して考えても差支ない。

○西郷吉之助君 今上原委員はちよつと誤解があるようですが、今予備隊という文字を使つたら予備的ではないとおつしやつたのですが、そういうことを言つたのではないのです。予備隊と言つたのです。予備隊ごときものが後に控えておると、そういう意味で予備としてとられたんだと思いますが、そんなことは考えていない。そういうこと

とはわかつておるのです。やはりとおききたいに、今御説明を聞いても別に考えると言われるけれども、一千五十億のほかであると言われるけれども、百五億の配分は最後に調整の意味でなされるので、きまつていないわけでしょう。百五億を別個に考えているといふことであつてその配分方法は将来にあるわけですね。

○説明員(上原六郎君) 百五億は千五十億のうちでございまして、千五十億のうち九割の額を一般平衡交付金として算定基準に従つて決定する。決定して、それがいる／＼な実情に当てはまらないところをあとの一割を直ぐ特別交付金で補う。それで千五十億の配分はきまる。そこで八十三億のほうはこれは全然新しい財政需要のための交付金です。こういうことになるのであります。

○西郷吉之助君 どうもその説明ですが、説明はそう言われると、あなたの方ではそれでわかるように思われるかも知れないけれども、聞くほうはどこに線を引くかということなんですから、一千五十億と別個だと言われるが……

○説明員(上原六郎君) 一千五十億のうちです。だからその配分が全部決定しているならば、そこに千五十億以外の何がしか出ますね。千五十億と言われるけれども、千五十億のうち百五億は調整のため、配分は、あとから調整の意味に百五億を出されるのでしよう。だから九割はきまつたけれども、その九割が本当にきまつていないのでしよう。さつきも大臣が言われたが、三百五十億ですか、何

か仮決定していることだが、それもまだ本當にきまつていないので、百五億がきまらぬわけですね。それなのに八十三億をどこに線を置いてやつたかということなんです。この千五十億はわかり切つています。だがまだ九割は決定していないのでしよう。三百五十億が三百億になるかも知れない。それが決定していないから百五億がまだ未決定だ。それをどこに線を引いてゐるのか。使つていない金があるのだから……

○国務大臣(岡野清彦君) 私の考えを申し上げます。千五十億の平衡交付金でございまして、只今仰せのように、百五億、一割は特別交付金として別に立ててゐる。そういたしますと九百四十億といふものを一般の平衡交付金としてこれを分ける。ところがそれにつきまして、今年税法が非常に遅れまして、それから又災害が起きたり何かいたしまして、九百四十五億を普通の規則による財政需要によつて割当てたとしても、まだ足りないといふことになりました。それから又特別交付金の百五億といふものがございまして、九百四十五億に對するがごとき特別な多分一割くらいですむだちうといふ見込みで千五十億、そのうちから百五億のけたのでありますけれども、その百五億の需要といふものはその見通しがまだそれ以上もありそうに見え、こういうことになつてゐる。でございまして、千五十億といふものはもう絶対手をつけることができない。それで新しく補正予算が出まして八十三億又買わなければならぬといふことになつて八十三億を要求する、こういうことであり

○西郷吉之助君 今の国務大臣の御説明でよくわかるのです。それならばよくわかるのです。そういうふうな予想して、そうしてなおかつこういう金が出る、そういうことならその通り私も思うのですが、その説明をすればわかるのですが、別個に線を引くといふことはおかしいので、予想すれば予想はまあ相当出るのですから、そういう説明でよくわかつたのです。

○岩本哲夫君 岡野国務大臣でも地財委の上原さんのほうでもどちらでもいいのですが、ちよつと私はまだ分らない。それから九百四十五億を現在配分してゐる。ところがその仮配分といふものにはまだ修正が必要であるといふわけでありまして。そうすると或るところにおいては現在の九割を配分を受けるところは九割配分をしたけれども多過ぎるから又一割戻せといふような要求が出るかも知れません。もう一割くると思つたが、二割もくるといつたやうな、災害その他の特殊事情があるかも知れません。それらが決まつておらないときに地方の財政では實際歳出面の確な予算を立てることができない。従つてその九百四十五億の配分すらきまつておらぬときに、あとの百五億がきまつておらぬ一割ずつ今まで配分した、一割ずつあるであつてそれで調整しよう。九百四十五億でも調整しなきゃならぬ、百五億でも又再調整するといふのであるから、丁度八十三億の要求が仮に別といふことは分りますが、それによつて生ずるでござい

別平衡交付金などやら、これらの措置で調整できるやうな大蔵省が印象を持つておるのではないかと、いふことを我々は聞きたいわけなんです。その点をもつと明確にしないと大蔵省がやはり特別平衡交付金なりその他でどんな操作でもできるじゃないか。三十五億でやつても、あとのものは君、六十億ぐらいのものはどんな操作でもできるじゃないかといふ印象があるから、私は大蔵省が予算を出さんといふのじやないかといふことを心配しての話なんです。それから、その辺をもう少し明確にせんと、いふと納得できんと私は思ふのです。

○説明員(上原六郎君) 特別平衡交付金の百五億といふものは、全体の千五十億の中に包含されておりました、地方財政全体の財政収支と標準財政収支の差額が千五十億になつておるわけでありまして。一般平衡交付金として配分するものがきまれば、直ぐ特別平衡交付金をそれに伴つてきめるといふことになるわけですね。大蔵省はその辺のことは誤解はなくて、その特別平衡交付金が全く予備的な性格で、これに「つぎ」生じた新しい財政需要を持つて行けるものだといふやうな考えは、大蔵省は全然持つていないと思ひます。

○岩本哲夫君 私は今上原さんが言われるところにもちよつと矛盾がある。といふことはあつた一割といふものはおしなべて従来の普通の平衡交付金、即ち九百四十五億の配分の率に應じてやるのじやなくして、特殊事情に應じてやるのでしよう。だからあとの百五億なり、一割に相当するものが或る府県においてはもう一銭もやらないでいい

ところもある、或るところにおいては二割も増加してやらなきやならんといふことがこれから生ずる。それらの原案はまだできていない。だから私は特に疑問を持つて、大蔵省がそれらの操作でできるのじやないかといふ含みを言うておるのと言ふのかといふことを私は申上げておるのです。

○説明員(上原六郎君) そこで今お話になりました特別平衡交付金が、これらのいづれ地方団体がありますが、それからその特別平衡交付金がだから如何に地方団体にあつても、特別平衡交付金を財源にして今度の新しい財政需要の財源にはならんわけなんです。その点はもう疑問の余地がないと思ふのです。

○高橋進太郎君 先ほど委員長から試案ができたといふお話がありました。が、だん／＼委員会におきまして、要するに現在の予算に対しておる平衡交付金及び起債の枠などが現在少額に過ぎるといふことからいへば、議論が出て来るのです。この際やはりこの当委員会としては何らかの意思表示をすべきでして、その基礎の上に今後の対策を立てるといふことが最も必要じやないかと思ひますので、この際一つその問題を取上げて頂きたいと思ひます。

○岩本哲夫君 この要望事項についてのことですが、これは委員長にお尋ねするのですが、この要望事項といふことは異議はないのですか、ただなせ要望事項を我々が議決しようかといふゆえんのものは、地財委が内閣総理大臣を経て国会にその意見書なるものを提出してゐるのであります。地財委は内閣の外局であるといつても、内閣総

理大臣の統轄を受けておるものであると思ふのであります。それから、そこでそれが又国会に出ておるといふことについて、当委員会としてはどういふ要求書も採択といふますか、了承するといふ意思表示を要望事項として表示するのですが、問題はこれを参議院議長といひますか、参議院議長にも要望する、勿論即ちこれは予算委員会も意味しておる意味であります。採択することに決定したから、議長はこれに然るべく処置をとられたいといふ字句を入れんといふと、再度要望するといふことだけではちよつと徹底を欠くのではないかといふ氣持を持ちますが、如何でしょうか。

○委員長(岡本愛祐君) これは皆様の御意見を承わりたいと思ひます。それでは私の要望事項を書いて見ました。それについてお諮りしてよろしうございませうか。

○小笠原二三男君 先ほど我が党の院内役員会で中座したので、採択する前提としてお聞きしておくことを残しておいたのですが、この地財委の方の考え方を伺いたいのですが、先ほどから私申上げておるように、地財委としては科学的な計数の基礎の上に立つて、それがなろうとなるまいと標準的な地方の財政需要を出して、それに伴う財政的な措置を出して、一般或いは国会、政府に要望するといふ方式であつて欲しいと希望されたのに、その通りであるといふ御意見であつたのですか、それならば一昨日も私再三しつこいように申上げたのですが、この口頭であるか何であるか承知しないのですけれど、あれは十一月の十四日に出た意見書と申しておきましよう。あの文書で

は、例えば四億九千九百万円という教職員の給與推定表の改正に伴う教職員待遇改善費に載つておつたものを、今回の意見書では削除してゐる。又年末給與に關するものが最初のものから見れば半額になつてゐる。半額になつたものは、国家公務員のほうが予算關係で半額になつたから半額にしたといふ点については、私も不満ではあるけれども了解したので、四億九千九百万円といふものが通牒によるがために、義務拘束、地方公共団体を義務する待遇改善費ではないといふことで削除したといふ点については、飽くまでも疑義を持つ、即ち當時も申上げました。が、教育公務員特例法によつて教職員の給與は国家公務員の例による。その例に教育公務員がよるといふことになつておつた建前上から言へば、これは当然地財委として最初計算したごとく計算すべきであるといふ、こゝういふ考え方でおつたものであるし、現在もそう考へておるのですが、その後検討を加えるやの御答弁があつたのであります。が、地財委として如何にこの点を処置されるのかお伺ひしたいと思ひます。

○説明員(上原六郎君) 教職員の待遇改善の経費四億九千九百万を今同提出いたしました意見書の基礎になつておる財政需要に入れませんでした理由は、意見書の提出の日の現在におきましては、まだそれが正式に確定をいたしてゐないで、地方団体の義務的な経費であるといふことに多少の疑義がございましてしたので、その財政需要のなかからは外したのでありますけれども、併しその後政府内部の決定が正式に決定いたしましたので、財政需要に見ることが適

当であるといふことになりました以上は、地財としては更に政府に対し適當なる措置をとるつもりであります。

○小笠原二三男君 その適當なる措置といふのは具体的には今出ておる、内閣を通して国会に出しました意見書のようなこゝういふ計数を掲げて措置するといふことであるかどうか、念のためお伺ひします。

○説明員(上原六郎君) 大体におきまして、只今お述べになりました御趣旨に副うような方法をとつて行きたいと思ひます。

○小笠原二三男君 そうしますと、この必要経費として四億九千九百万円といふものが殖えるわけですが、これらの財源措置は何を以て賄ふといふのであるか。我々の見ておる意見書においてはどの点を増加するのであるか、お伺ひします。

○説明員(上原六郎君) 財政委員会としては、最近政府がこゝういふ方針をきめて、新しく地方公共団体に四億九千九百万円の支出を義務付けるようなことになりましたならば、それはやはり平衡交付金の増額に待つことが適當であらうと、かように考へております。

○小笠原二三男君 その点了解しましたが、こゝういふやり方、即ちこの地方においても国家公務員の例にならつて教職員の待遇改善をする、こゝういふ費用は平衡交付金に待つのが望ましい、正しいといふやうなお考へだとして、正し、関連してやうな一点お伺ひします。が、このベース・アップに伴う一月から三月までの三ヵ月分の地方公務員の費用が四十三億何かになつておる。この中に教職員分として必要経

費は含まれるものが十八億かに何つておるのであります。が、そのうちの半額をやはり従前の例によつて国から出してやるという考へ方で、一般会計の方で九億四載つておつたのが削除せられたといふこゝういふ段階になつて、地財委としてはやはりこれも平衡交付金の増額といふことで、新たに何らかの措置を講ずるといふことが先ほどからの御答弁の趣旨から考へましてなるのじやないか。そうなるのじやないかと思ひますが、この点も念のためお伺ひしておきたいと思ひます。

○説明員(上原六郎君) 一月から三月までの地方公務員なり、教職員のベース・アップの費用は財政需要の中に入れました。そうしてこの意見書に出ておりますやうな平衡交付金の増額が必要であると思ひます。

○小笠原二三男君 そこで私、勘違いしておるかも知れませんが、ちよつと正しておいて貰ひたいのですが、一般會計でベース・アップに伴う教職員の費用九億といふのを載せておつた時代においても、地財委はこの四十三億といふ所要経費を見ておつたのではないかと思はれるのですが、その場合には四十三億から九億は引いておつたのでしようか。これは私もこんがらかつて来たのでちよつと……

○説明員(上原六郎君) 政府の予算がきまりますまでの間にはいろいろな数字があると思ひますが、とにかく一月から三月までのベース・アップの費用としては、地方公務員も地方の教職員も、結局すべてそれに要する費用は財政需要の中に盛込んで全部計算してあるわけでありませう。

○小笠原二三男君 そうすると、一般

会計の方に九億を繰込んだ趣旨がどうもわからなくなつて来たのですが、自治庁かどなたかのおかたで御答弁願いたいと思うのですが。

○国務大臣(岡野清義君) お答えいたします。最初の補正予算におきまして九億というものが出ておりました。それがなくなつたというのを言いました。それが、その九億というものは、地方の義務教育を掌つておる教員に対する手当の半額と、こういうようなことになつておつたのでありますが、それが今度の補正予算ではそれを三十五億になつたという形になつて出て来たものであります。

○小笠原三男君 そうすると、地財委としては、四十三億はもうくろみの中に入れておいて八十三億の平衡交付金を要求した。そのほかに一般会計の中から九億落されなければ九億だけは地方財政にとってはプラスになる金だ、というふうになる結果だつた。というふうなところからいふと、私の考えがとんちんかんか知れないが、はつきりこの点をお願いします。どなたでもいいですから……

○説明員(武岡憲一君) 只今の御質問は、私のほうで地方公務員のベース・アップに要しますものを四十三億にがしと計算したが、その中に今政府のほうで最初の原案に組んだ九億というものが入つておるがどうかということになると思ひます。或いは逆に申せば、九億というものが政府の原案に盛り込まれたとして、その以外のベース・アップの所要の経費として四十三億から九億を引いたものになりはしないかと、それはお説の通りであります。私のほうでは、政府が九億という原案

を立てたということをお前提にして、それだけを除いた計算は地財委としては作つておりません。私のほうでは初めからそういうものは当然含まれるものとして、全体の計算として四十三億を要求したのであります。そういうものであります。

○小笠原三男君 それではつきりしたのですが、そうすると政府原案で出たおる補正予算で三十五億の中に九億が含まれておるのだと、こういうことを言われて、その通り政府原案が通りなす場合には、この平衡交付金の配分については、当然教職員の九億円というものは、やはり配分の計算の基礎となつて配分されて行くという結果になつて行くのじやないかと思ひますが、その見通しはどうでしょうか。

○説明員(武岡憲一君) その三十五億の中に九億があると、こういうふうにお考えになると誤解でして、九億というものは私どもの考えとしては、どこまでも給與ベースの引上げということか、あるいは、四十三億の中の九億、総体の要求額から申せば、八十三億の中の九億とこういうことに御了解願ひたい。そうして三十五億の中の九億が公務員の上から、義務教育に従事する教職員のベース・アップへの分だ。残りの二十六億というものがほかのものだと、こういうふうには私どもは了解しておらないのであります。

○小笠原三男君 それは地財委としてはそういう了解の仕方が正しいと思ひます。が今の岡野大臣の答弁からいへば、三十五億を決定したという中にそれは入つて行くやの話で行きますと、この原案のまま確定すれば、この政府の趣旨というものを活かして地財

委はやつて行くのだということになるのじやないかと思ひます。そうすれば計算の基礎要件の一つとしてこの部分が入つて行くのじやないかと、こう考へられて来るわけなん、成るべくそうなつては困るというのなら、もう一度岡野大臣はつきり答弁をして置いて頂きたい。

○国務大臣(岡野清義君) お答え申上げます。教育者の立場から考えますと、やはり小笠原委員のおつしやうの通りに希望されるだらうと思ひます。

○小笠原三男君 いや、私は議員ですから……

○国務大臣(岡野清義君) いや、教職員の立場から申せばと申しておるのです。ところが平衡交付金の性質上から参りますというところ、平衡交付金として出されおると、義務教育国庫負担というちやんと名目を立てて支出したのとはすつかり性質が違つて参りますから、若し元ありましたような義務教育国庫負担という名目で中央財政から九億を出して充てたということになる、これは外の方面に使うわけには参りません。併しながら平衡交付金というものの性質から見ますと、これは三十五億平衡交付金を出そうという立法の理由、即ち財政支出をする基礎の概念としてはそういうことも考えられますけれども、その外のこととも考えられておるであつて、平衡交付金法によりまして地方財政委員会としてはこれを適当に配分するより外に方法がない。こういう法理論になるわけでございます。

○小笠原三男君 その法理論がおか

しいので、私も法理論で言うつもりでこのことを言つておるので、政府の予算を決定した経緯から見れば、九億を一般会計から削つたがために三十五億と増えて来たのだという考へ方が成り立つとすれば、その通りの意味合でこの原案が確定になれば、地方の公共団体の長はそれを何に使おうと、それは平衡交付金法によつて明らかですから、私はそのことを言うのじやない。何に使おうと構わないが、三十五億という平衡交付金の必要は、地方の教職員のこのベース・アップに伴う十八億という財政需要がここに出て来た。その半額だけは中央で見ることがあると考へて三十五億に入れたのだ。こういう考へ方になれば、計算の基礎そのものにおいて、配分する場合にこの要素を考へて行くということは何ら平衡交付金法には抵触しない。そうすべきものだと思ふ。その教職員のベース・アップに伴う十八億が新たに地方財政として需要が増したのだ。それへ平衡交付金を流し込むのだという、こういう考へ方は何ら不当ではないと思ふ。併しその意味で流し込んだにせよ、その金を何に使おうと地方の自由だと思ふ。それを私は使えというのじやないが、そういうふうには計算の一つの要素になつて来るのじやないかということをお聞ひしておるので。

○国務大臣(岡野清義君) お答え申上げます。これは小笠原さんのお説御尤でございます。九億最初に政府が意思あつてこれを各教職員の手当の半額にしようという考へでやつておつたのだと、ところがほかのたぐさいろいろ

でございますから、そうして地方財政委員会としては八十三億くらいなければどうしてもやつていけないといううことになつたのですから、それで八十三億は出せないけれども三十五億を財政の許す限り出そう。それは学校の教職員のこともあろうし、外の職員の年末手当もあろうし、又昨年のベース・アップのこともあろうし、又新規に中央政府が地方公共団体に対していろ／＼な事業をさせておる。これに對して足りない金もある。それもこれも全部ひくるため一つ三十五億に負けて貰つて、三十五億差上げようといつて地方財政委員会に出しておるわけです。我々としてこういうような意思で三十五億は出しておるのだということ。は財政委員会にはつきり申しております。それで法理論としては先程申し上げましたように、九億を義務教育費の国庫負担として出したというのと、先ほど平衡交付金として三十五億を出したというのとは、法的の性質がすつかり違つて、平衡交付金は平衡交付金法の算定規則によつてこれを配分しなければならぬ、この申上げた。事實は私もそういうことはよく財政委員会に伝えておりますけれども、法理論から言へばそういうことになりません。

○小笠原三男君 ちよつと少しくどいようですが、(もういいじやないか)と呼ぶ者あり)それなら地財に伺いますが、三十五億であるが、八十三億であるが、平衡交付金が出たその場合には、今の配分規則による単位費用を殖やして、一般的にどの部門として流し込むのですか。それとも又新たに特殊な要素を以つて計数或いは単位を殖やして流し込むのですか、こ

の点によつて考え方が相当変わってくるのじやないかと思ひます。お伺ひしておきます。

○説明員(上原六郎君) 今度政府の予算に出ております三十五億の平衡交付金、それが三十五億で決定されますか、或いは又地財が希望しております八十三億で決定されますか、いずれにいたしましても決定されます平衡交付金は、これは從來ありました一千五十億円の平衡交付金にプラスされたものという考え方で同じような基準で配分しよう。こういうふうに考えております。

○小笠原三男君 了解。

○委員長(岡本愛祐君) 外に御質問ございせんか。

○竹中七郎君 ちよつと一つだけ。畑さんの問題に関連しておりますが、我が考へてみますと、二十四年度の配付税、あの分け方と今度の平衡交付金の分け方が相当違ふために、まあ財政力のよ所から非常に問題が起ると思ふ。併しなから二十五年度におきましては、二十四年度の予算ができましたして相当事業をやつた、そこに対して今度配分があつて、それから仮決定がある。その間は大きい所では数億というようなものを返すとか、いろいろなことをやつております。こういうようなやつはやらねようになつてしまふ。今までの事業のほかにいろいろありました人件費、そのほかありました、首を切らなければならぬというふうな事態が起つて来る。現在の状態ではそういうことはなか、問題でございますが、私どもが考えます場合には、これを余りに一遍におまへになりましたために、或る貧困と申し

ますか、非常に財政貧弱の所へたくさんおやりになることはよいけれども、今までの慣例を一本におまへになつたためにこういう問題が起つて来たのであるから、我々は少くともこの問題は半分は今までの二十四年度でやる。半分は二十五年度の平衡交付金でやらなければ、過渡期と申しますか、そういうときにおきまして全部が困つてしまふ。こういうときにおきましてこの特別平衡交付金を、事業をやつておつてどうしても困つておる所へこれはやる意思があるかどうか。この点を伺ひます。

○説明員(上原六郎君) 特別平衡交付金の配分に當りまして、いろいろな事業をやつていて財源に困るような団体にお尋ねであります。特別交付金の配分につきましては、先ほども申しましたように、一般平衡交付金の本決定が済みました後に、全体の実情に合うような平衡交付金の配分方法を考へようと思ひまして、今折角考慮中でありまふ。御趣旨のようなお話は具体的に事例についてお答えを申し上げますとよく分りませんからこの程度で……

○委員長(岡本愛祐君) 外に御質問ございせんか。

○委員(岡本愛祐君) 呼ぶ者あり。

○委員長(岡本愛祐君) それでは要望事項に移りたいと思ひます。それでは岡野国務大臣に御退席願つてよろしくございせんか。

○国務大臣(岡野清藏君) 委員会が御要望でしたらいつまでもおります。

それでは要望事項につきましてお諮りをいたします。この要望事項は先ほど申し上げましたように、休憩中におきまして私が取りあへず下案の下案というものをまとめて、自分の考えをまとめて見たのでございせんか。それに対して岩木さんから要望書を議長にも提出してはどうかという御意見がございせんか。これについてお諮りをいたしますのであります。

○岩木哲夫君 私は議長にもではなくて、この大體全文は非常に結構であると思はれる。ただ一番終いの「右再度要望する」という字句を私が先ほど申し上げたのは、例えば「以上に対し参議院議長は速かに適當なる措置をとられんことを望む」とか「要望する」とか、いろいろな工合に書替へてもらつて、いわゆる参議院議長にこの意見書を出す地方委員会が審議の結果、こういう態度になつたというのを議長にその措置を望む要望を、最後の決をきかような結び方で議長に提出することが適當ではないか、かように申し上げたわけではあります。

○委員長(岡本愛祐君) 私のお考へておりましたところを御説明申し上げますと、この「右再度要望する」とこれは政府へ提出したい、こういうふうな考へておられます。

○岩木哲夫君 それは「再度要望する」というのは議長の名前で要望するの、委員長の名前で要望するの、まだ書いておりませんが、議長から政府に要望するのであるならば、やはり議長は委員会のこれだけの議長が採択するということがあり得るかどうか、ちよつと私は疑義を持つておりますので、やはりこれは政府に要望する事項であつても、最後は「以上に対し参議院議長は速かに適當なる措置をとられんことを望む」書替へ方において議長が政府にこれを要望する形式をとりたい。

○委員長(岡本愛祐君) お答えいたしますが、議長から内閣へ送りますものとして、これはやはり参議院の全体の決議を経なければならぬだろうと思ひます。これは地方行政委員会としての要望事項ですから、参議院議長から送つて貰ふことはできないと思ひます。

○岩木哲夫君 それは地財が内閣総理大臣を終て国会、即ち衆議院及び参議院に書類を出しておるようでありまふから、参議院のこれらの主管委員会が、当地方委員会であるから、この意見書を検討をした結果、これは回答する場合には何も地方行政委員長が直接の代表者に出すということよりは、やはり国会の一院の代表者である議長がそれを出す、但し予算委員会に出すのはこれは地方行政委員長で非常に適切であらうと思ふのですが、やはり参議院の議長から政府へ出すということを運ばないという、弱いのではないかと私

思ひます。それで議長にその取扱方法を考慮して貰うわけですから、従つて議長はそれの取扱方法をきめる上には、單獨できめることはできないと思ひます、實際に議長でその取扱方法を論議して、その結果を待つてやるべきものだと思ひます。そういうことを意味してあるのですが……

○小笠原三男君 只今西郷委員のお話をきつてお聞きしないで大変失礼しましたが、昨日この決議をして行く方向に話を戻します場合に、私は一つの提案をしたわけでありまふ。その場合には予算委員会並びに議院運営委員会に申入れるというふうに提案しておつたはずであります。と申しますのは、議院運営委員会に申入れるということ、先ほども岩木委員が話されたように、参議院議長が取りなり、或いは参議院の意思をまとめて、そういうようなことにならうともなるまいとも、先ず議院運営委員会においてこの案件をどう考へるか、考へて頂くというやり方が一番手続上適當でないかと考へたので、そういうことを申し上げたわけでありまふ。然るにこの意見書或いは勧告書の扱い方については法規上何らの規定がなく、前例もないので、どう扱うか疑義があるということ、その部分は専門員の福永さん等に研究して貰つて、その御意見も参酌して一つ具体的な手続をきめようじやないか、こういうふうな昨日はなつておつたように思ひますので、専門員の御意見も伺つて、岩木委員の御提案等も扱ふようにお願いしたいと思ひます。

○西郷吉之助君 今小笠原君が言われましたから、その間に一つ私申上

げておきたいのは、前回要望書を作つて委員長が官房長官を訪ねて、政府の代表たる官房長官に手渡したのです。ところが実際それはどうなつたかといふと、御承知のごとく、即ち先日官房長官は委員会に臨んで、大蔵大臣にその点を連絡したと言ふが、その際に來ておつた大蔵政務次官が大蔵大臣の代りに出たわけですが、大蔵政務次官はそういうことがあつた事実すら知らなかつたのがあのときの状態なんです。ですから官房長官なんかには渡してても如何にそれがためなことであるか。〔その通りだぞと呼ぶ者あり〕官房長官は、その意見は實際に行われていない。その後大蔵大臣に直接聞いてみても、大蔵大臣はそんなことはよく知らないといふ。この間予算委員会のおきに言つた。そういうふうなことで、それから、どうしても同じ結果になつては意味をなさぬと思ふので、この重大な時期でありますから、この取扱方法は議長に行わしめる。従つて議長は慎重を期するために當然議運に諮つて、地方行政委員会がこういう議決をした、これをどういふふうに取り扱ふか。参議院としてはそれは議運みずから決定すると思ふので、そういう方法をとつて貰つて、同じような方法をとつて、又それと同じようになつて、官房長官はいろいろなことを言ふかも知れませんが、何でも、ちつとも通じていないわけですから、ですからそういう同じ方法をとつては意味をなさぬと思ふから、それは議長を通じて議運に諮つて貰いたい、そういうことを要望しておきます。

○堀末治君 今皆さんの御意見も大変御尤もなんですが、私はかよう

に思ふのですが、地財委の委員長は政府に出したのにはやんと総理大臣吉田茂殿と書いてありますが、私どもの方に配付された二十九日の分には、参議院議長というものはつきり載つてないのです。事実この原文は参議院議長云々というところ載つてゐるので、それを議長の手から我々の委員会に配付されたのならば、この意見書を当委員会に配付するから議長において政府に御伝達の手続をとつて頂きたい、こういうふうに出て行くのが形式ではなからうか。私こんなふうな思ふのです。この原文には参議院議長云々というのがある。もう一つ政府に出たのはつきり吉田総理云々と書いてある。これも事実参議院議長にはつきり宛てて、その宛てたのを議長が受理して、その処理を私の委員会に任せられたのならば、それを我々はつきり検討した結果、こういう結論に到達したから、議長の手許から政府に持つて行つて適当に御伝達をお願いしたい。こういうふうにして出すのが本当じゃないでしょうか。

○委員長(岡本愛祐君) その件については一昨日でしたか、よく申上げたのです。つまり内閣総理大臣から参議院議長に公文書が来たのです。それをここで読みまして、そしてそれを委員会に付議する方法がない。だから私の印を捺して置いてくれというので私の印を捺したのであります。そういう形式になつてゐるのです。

○岩本哲夫君 それではまあ結局あなたのはうもこの地方財政の現況に鑑みて御依存はないと思ふのです。そこでただ最後の字句を私がよく申上げます通り、一以上に対し参議院議長は適当な措置をとられんことを望む、これは字句が悪いのですが、こういう趣旨を最後につけて、そして地方行政委員長の岡本愛祐氏より参議院議長に地財委から廻つて来た意見書に対して書簡ではないが回答を出す、こういうことじやないかといふとどうもびんと来ないと思ふのです。そういうことを御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 二つの意見が出ておるようですが、今岩本さんのおつしやる御提案は、参議院議長に地方行政委員会から適当な処理方を要望するといふのと、それから小笠原君のは参議院の委員長に出すといふ二つの意見が出ておるようです。

○岩本哲夫君 それは私の言う意味を失してゐるのであつて、議長に出しても議長が当然これは議運の討議に待つといふことは、ちやんとわかつてゐる話なんです。議長に出す必要はない。議長にさへ出せば議長がそれを議運にかけると、こういうことになると思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) それではお諮りいたしますが、今岩本君の御提案は波多野予算委員長の方でなくて、もう一つの政府に出そうというその原案につきまして、「右再度要望する」といふ、その字句を修正して……。

〔速記中止〕

○委員長(岡本愛祐君) 速記を始めて。

○高橋達太郎君 これで見ますと、意見書を国会に提出し、地方財政の現況に鑑み昭和二十五年において地方財政平衡交付金八十三億円の増加交付金を要望した、こうあつて、而もその次に、政府は補正予算案で僅か平衡交付金三十五億の増額を計上するに過ぎないと言つて、何か平衡交付金ばかりこつちが言つてゐるやうなんです。が、やはりこの財政委員会の意見書の中には、起債の問題も入つておる、従つて起債の問題もこれは不即大休になるのですから、何かこの中に三十五億円の増額を計上すると共に、地方起債の計上の見積りも極めて少いといふやうな都合にして、起債についても我々が要望するのだといふことを一つ含むやうな形を入れて頂きたい。こう思ひます。

○委員長(岡本愛祐君) 速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員長(岡本愛祐君) 速記を始め。……。それでは要望事項のうちで「右再度要望する」といふのを削ることいたしました。全文をつけて政府に宛てるつもりであつたのを政府に宛てるのをやめて、この委員会から参議院議長に宛てて送付することにいたしましたと思ひます。その全文の案を朗読いたします。

参議院地方行政委員会は地方財政緊急対策につき別紙の通り全会一致を以て議決したから、右決定の趣旨実現方につき、速やかに適当なる措置を講ぜらるるよう要望する。

昭和二十五年十二月一日

参議院地方行政委員会委員長 岡本 愛祐
参議院議長 佐藤尚武殿
それでは右の案に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小笠原二三男君 あとで問題になる

といけませんので、賛成に當つてはつきりしておきたい。社会党としては、地財の出しているベース・アップの勧告、基本ケースを八千五百八十八円の人事院勧告によるものとして、これが財源を要求し、或いは年末給與は現給與の一月分支給といふやうな問題を決定してゐるのであります。が、只今の地方財政委員会の弁明の趣旨を考慮して、当委員会としてこういう決定をするという方向においては、我が党としてその方向において一致する点が多々ありますので賛成いたします。

○委員長(岡本愛祐君) それでは議長宛のほうは皆さん全会一致で御決定を願ふことにいたして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) そういうふう決定いたしました。なお別紙のほうの予算委員長宛の分はこれで御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡本愛祐君) それじやこれもうそういうふう決定いたしました。

○西郷吉之助君 その送達方を早急に一つお願いいたします。

○委員長(岡本愛祐君) 承知いたしました。それでは今日はこれで散会いたします。

午後五時四十三分散会
出席者は左の通り。

委員長 岡本 愛祐君
理事 堀 末治君
委員 堀 末治君
竹中 七郎君
石村 幸作君

岩沢 忠恭君

高橋進太郎君

安井謙君

小笠原二三男君

西郷吉之助君

岩木 哲夫方

石川 清一君

國務大臣

國務大臣

岡野 清豪君

政府委員

地方行政調査
委員会議議長

神戸 正雄君

地方自治庁次長

鈴木俊一君

説明員

地方財政委員

上原 六郎君

地方財政委員

武
憲
一
言

会財務部長

正岡 憲一 君

昭和二十五年十二月十四日印刷

昭和二十五年十二月十五日発行

參議院事務局

印刷者 印刷所